

議 会 の 概 要

令 和 7 年 度



令和7年5月
鹿児島県議会事務局

目 次

1 議会の沿革	1
2 議会改革の主な取組状況（平成19～令和6年度）	7
(1) 政策提言及び政策条例の制定	7
(2) 議会基本条例の制定	17
(3) 県民と県議会との意見交換会「あなたのそばで県議会」の開催	17
(4) 高校生と県議会議員との意見交換会の開催	19
(5) 県議会広報番組における中学生・高校生と県議会議員との意見交換会の開催	19
(6) その他の改革	20
3 議会の構成	22
(1) 議員定数	22
(2) 議長・副議長	22
(3) 戦後の議員定数及び選挙区等の推移	22
(4) 選挙区別会派等別議員数	25
(5) 当選回数別会派等別議員数	26
(6) 年齢別会派等別議員数	26
(7) 委員名簿	27
(8) 議員名簿	28
(9) 議席配置図	30
4 議会の運営	31
(1) 定例会・臨時会	31
(2) 本会議	32
(3) 常任委員会	33
(4) 議会運営委員会	34
(5) 特別委員会	35
(6) 災害対策協議会	35
(7) 桜島火山対策協議会	35
(8) 会議録	36
(9) 請願・陳情	36
(10) 傍聴	37
5 議会事務局	38
(1) 議会事務局の機構	38
(2) 分掌事務	39
(3) 各種刊行物等	40
(4) 議会図書室	41

(5) 議会の予算	41
6 議会庁舎	42
7 歴代正副議長及び知事名簿	46
(1) 歴代の正副議長	46
(2) 歴代の知事	49
8 県選出国會議員名簿	50

《 県勢参考資料 》

1 県土	51
(1) 位置	51
(2) 地域特性	52
2 県内の市町村	53
3 人口の動向	54
(1) 本県の人口の推移	54
(2) 年齢（5歳階級）別・男女別の人口	55
4 経済の動向	56
(1) 経済成長率と所得の対全国比	56
(2) 産業構造	58
5 主要指標等	60
(1) 主要指標（全国から見た鹿児島県）	60
(2) 鹿児島県のポテンシャル	62
6 鹿児島県の財政（令和7年度当初予算(一般会計)）	64
7 鹿児島県計画等の概要	66
(1) 県計画等の沿革	66
(2) かごしま未来創造ビジョン（改訂版）	67
(3) 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)	68
(4) マニフェスト ～みんなでつくる「鹿児島の今と未来」～	69
8 鹿児島県行政組織図	70
9 鹿児島県の高規格幹線道路等	71
・高規格道路等網図	71
・九州新幹線鹿児島ルート	72
・鹿児島県の航空ネットワーク	73

1 議会の沿革

現在の府県制の基礎となった「廃藩置県」は、明治4年(1871年)7月14日に断行され、3府302県が設けられたが、同年11月22日には、3府72県に整理統合された。

廃藩置県により「鹿児島藩」は「鹿児島県」となり、明治4年8月知政所が県庁と改称された。

明治新政府は、地方制度の整備に努力し、明治11年内務卿から太政大臣に対し「地方之体制等改正之儀」が建議され、その趣旨に基づき明治11年7月22日いわゆる「三新法」が公布された。

三新法、すなわち「郡区町村編成法」、「府県会規則」及び「地方税規則」とその後明治13年4月に遅れて公布された「区町村会法」の4法によって、我が国地方自治制度がスタートした。

「県会」制度は、三新法の1つ「府県会規則」により創設され、他県においてはすべて明治12年に県会が開設されたが、鹿児島県においては、西南の役(明治10年9月24日終結)の後始末があったため、開設は翌13年となった。

その後、明治21年の市制、町村制の公布及び明治23年の府県制、郡制の公布により地方制度の基礎が確立され、結果的に、国会の開設に先立って制度化が達成された。

県会制度は、府県会規則時代、府県制時代、新府県制時代、戦後の改革時代そして地方自治法時代へとその都度幾多の変遷を経ながら発展してきた。

(1) 府県会規則時代

ア 県会の開設

鹿児島県会是他県より1年遅れて、明治13年2月、初めての県会議員選挙(選挙区12、定数40人)が行われた。被選挙権は25才以上の男子、選挙権は20才以上の男子で、いずれも一定額以上の地租を納めていることなどの要件が定められていた。議員の任期は4年で2年ごとの半数改選制であった。

県会は、通常会と臨時会とされ、通常会は毎年1回とされた。初の県会は同年5月11日に開会され、会期は23日までの13日間で、この間初の正副議長選挙、県会議事規則の議決等が行われた。

選挙された議長は野村綱、副議長は柏田盛文で、時の県令は岩村通俊であった。

イ 常置委員制度

府県会規則時代の改正の中で、明治13年11月の常置委員の制度の新設は、後の府県制における参事会制度に相当する大改正であった。

本県においても、明治14年4月の臨時県会で議決され、議員の中から7人の常置委員が互選されて会議を構成した(議長は県令)。任期は2年、会議は月例とされ、県令の諮問を受けて意見を述べ、急施のものを議決し、追って県会に報告することを職務とした。

ウ 宮崎県再分離と議員定数

明治前半の県会の最大の問題は、宮崎県の分離問題であった。

もともと廃藩置県後の明治4年11月に、大隅、日向の区域は、都城県、美々津県に属していたが、その後明治5年の改正を経て、明治6年1月、大隅は鹿児島県に、日向は宮崎県になっていた。ところが、明治9年8月21日、日向全域が鹿児島県に合併された。そのまま明治13年の県会開設となったことから、本県会は最初から分県問題を抱え込んでいた。

結局、明治15年3月通常会で建議された日向分県案は、翌明治16年3月に再提案のうえ可

決され、5月9日の太政大臣布告により諸県南部を除く日向一円は再び宮崎県となった。

当時、議員定数も改正され53人に増えていたが、うち日向出身者は14人、常置委員7人のうち、日向出身者は1人であった。

明治16年7月1日、新鹿児島県会の議員定数は、38人と定められ、同月の選挙で37人が選出され、分県後の新しい県会を構成した。

(2) 府県制時代

ア 府県制の施行

府県制は、従来の府県会規則、府県会議員選挙規則等が統合整理され、これにより、地方自治体は、府県、郡市、町村の3段階となった。県は、知事が所轄する国の行政区画となるとともに、同時に地方自治体の区域となり、郡市から間接選挙で選出される名誉職の議員で構成する県会が設けられた。

この県制は、郡制の施行を前提として施行されることになっていたが、郡制は、法律をもつて行う郡の分合を前提としていたため、結局、郡の分合が全国的にはかどらず、明治32年の新府県制公布まで県制を施行できない府県が3府4県に上った。

鹿児島県でも、明治31年9月に、ようやく県制を施行した。

イ 県会

府県制による本県県会の議員定数は、明治24年6月公布された府県会議員定数規則により算出した結果、39人であった。議員の選挙は、市においては市会と市参事会が会合し市長を会長として、郡においては郡会と郡参事会が会合し郡長を会長として、会長を除く者の投票による間接選挙であった。

県会議員は名誉職とされ、任期は4年で2年ごとの半数改選制とされた。

鹿児島県の県制施行は、前述のごとく明治31年9月であったので、議員の全員が、9月16日から10月3日にかけて改選され、10月27日までに全員に証書が付与され、同日臨時県会及び通常県会の招集が告示された。旧新府県制時代を通じ、唯一の間接選挙であった。

ウ 参事会制度

県には、県会の他に、副議決機関として県参事会が設けられることになり、知事、高等官2人及び名誉職参事会員4人（議員中からの互選）によって組織された。

任期は、議員の任期に従うものとされた。参事会は、府県会規則時代の常置委員制度を充実したものであったが、参事会の権限は、翌明治32年3月の新府県制により、その独立機能的色彩はやや弱められることになる。

(3) 新府県制時代

ア 新府県制の発足

府県制は、立憲政治実施に切迫し施行されたため欠点も多く、政府は、これを整備するため、府県制の全文を改正することとし、明治32年3月新府県制が公布され、7月1日施行、従来の府県制は廃止された。

新府県制により、議員の複選制は廃止され、直接選挙による全部改選方式に改められ、府県は法人であることが明定されたのである。

イ 県会

議員が名誉職であり、任期が4年であることは旧法と異ならないが、4年ごとに各選挙区において全員選挙されることになり、その定数が規定された。

鹿児島県会の定数は、2人減の37人となり、明治32年9月から11月にかけて選挙が行われ、11月20日臨時県会が招集された。

(4) 戦後の改革時代

ア 府県制の大改正

昭和20年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌15日には終戦の詔勅が発せられ、9月2日には降伏文書調印が行われて、戦後が始まった。

地方自治制度については、昭和21年9月、東京都制、府県制、市制、町村制が改正された。これによって、住民の参政権が拡大され、直接請求制度が設けられ、議会の権限が強化され、長は公選となった。

イ 県会

昭和14年9月改選後の次の選挙は昭和18年9月予定であったが、時あたかも戦時中のため延期となったまま、昭和22年4月30日の戦後初の選挙まで、任期は実に7年7月の長期に及んだ。

終戦とともに一応の平和はよみがえったが、鹿児島市街は9割を焼失し、県庁舎、議事堂も焼失した。県庁は、当時の県立第一鹿児島高等女学校内に移転し、昭和20年12月の通常県会は、戦災を免れた鹿児島市の議場を借用して開会された。

昭和21年度は、戦災後の諸対策のため、3回にわたって臨時県会が県立第二鹿児島中学校及び県立第一鹿児島高等女学校校舎を議場にして開かれた。第1回は6月29日食糧緊急対策についてであり、第2回は9月28日地方財政建直しのために、また、第3回は10月25日開かれ、翌年4月の地方自治法施行に伴う準備のための諸般の改正条例及び追加予算等が審議された。

昭和21年12月の通常県会は、県立第二鹿児島中学校の議堂を借用して開催された。この頃から進駐軍の意向に基づく勧告等により議員の辞職が行われ、通常県会終了後辞職者17人、それに死亡者8人を加え、欠員は実に25人となり、残り20人では定員の半数に達せず、ついに議会是不成立の状態となるに至った。

ウ 戦後の初選挙と初県会（県議会）

先にも述べたように、昭和21年9月、府県制度が新しい自治制度導入の方向で大改正され、公布された。

これにより、制度上、その後の地方自治法の骨格となった選挙管理委員会制度の創設、参政権の拡大（被選挙権は25才以上、選挙権は20才以上の男女）、議会の通常会の回数増（1回→6回）、議決権の拡大等が図られた。

昭和22年4月30日、戦後初の県会議員選挙（第1回統一地方選挙）が行われ、51人の定数（米軍占領下にあった大島郡は除く。）に149人が立候補した。戦後初の県会（県議会）は、昭和22年6月12日から14日まで、改装された県議事堂で開会された（臨時会）。

(5) 地方自治法の時代

ア 日本国憲法の制定

昭和21年6月8日、憲法改正案は、枢密院の諮詢に付した後、衆議院議員総選挙後の第90回

帝国議会に憲法第 73 条の手続きにより提出され、衆貴両院において修正可決の後、10 月 7 日衆議院で可決、枢密院可決を経て、11 月 3 日公布、翌年 5 月 3 日から施行された。

日本国憲法は、第 8 章「地方自治」を新たに設け、地方公共団体の議会は、その議事機関として憲法上の地位を確立したのである。

イ 地方自治法の制定

昭和 21 年 9 月の府県制改正後設置された地方制度調査会は、日本国憲法公布後の 12 月 25 日改正案を答申、これに基づく「地方自治法案」は昭和 22 年第 92 回帝国議会に提出され成立、4 月 17 日公布、5 月 3 日、憲法と同時に施行された。「地方自治法」は国会法、裁判所法、内閣法等と共に憲法附属法典として、今後における地方公共団体の組織及び運営の基本法であることを明確にし、同時に、府県制に関する法令は廃止された。

ウ 議会の地位の確立

新地方自治制度は、住民の権利の拡充、地方公共団体の自主性・自律性の強化、行政運営の効率化と公正の確保という基本原則の下に、地方議会についても、権限の拡充、その活動の自主性の尊重、並びに住民と議会との関係等についての規定が整備され、議会の地位が確立された。

これより、県会は、県議会と称されることとなり、議会の議決権も更に拡大され、調査権が賦与された。また、参事会は廃止され、新たに委員会制度が設けられ委員会条例が制定されて、執行部の各部門ごとに常任委員会が設置された。

昭和 31 年には、定例会の回数が地方自治法の改正に基づき、年 4 回制に改められ、常任委員会は総務警察、農林、土木、文教衛生及び水産商工民生労働の 5 委員会となり、議会運営委員会が、別途議会運営委員会規程を制定のうえ設置されることになった。

この後、常任委員会は、執行部の機構改革などに伴い、昭和 61 年には総務警察委員会、農林水産委員会、企画建設委員会、文教商工労働委員会及び福祉保健委員会の 5 委員会に改組された。平成 8 年には福祉保健委員会が生活厚生委員会に、平成 12 年には文教商工労働委員会が文教商工観光労働委員会に、平成 14 年には生活厚生委員会が環境生活厚生委員会に、平成 21 年には環境厚生委員会に改称され、平成 22 年には従前の総務警察委員会、農林水産委員会及び文教商工観光労働委員会が総務委員会、産業経済委員会及び文教警察委員会の 3 委員会に再編された。平成 29 年には企画建設委員会が企画観光建設委員会に改称され、令和 2 年には企画観光建設委員会及び産業経済委員会が企画建設委員会及び産業観光経済委員会に再編され、令和 3 年には総務委員会、産業観光経済委員会、文教警察委員会が総務警察委員会、産業経済委員会、文教観光委員会に再編されるとともに、企画建設委員会が総合政策建設委員会に改称された。

また、議会運営委員会については、平成 3 年の地方自治法の改正に伴い、法制化が図られたことから、その設置は鹿児島県議会委員会条例に規定されることとなった。

○ 議会創設後の経過

(1) 議会の回数

明治 13 年の第 1 回県会以来、令和 7 年第 1 回定例会までの開会回数は 493 回である。

	明 治	大 正	昭 和	自治法(昭和22年)以降			計
				昭 和	平 成	令 和	
通 常 会	3 4	1 4	2 1	1 7 6	1 2 1	2 4	3 9 0
定 例 会							
臨 時 会	3 7	9	1 9	2 0	1 3	5	1 0 3
計	7 1	2 3	4 0	1 9 6	1 3 4	2 9	4 9 3

(2) 議長・副議長

初代の議長は、県会開設の推進者の1人であった野村綱で、明治13年5月就任している。
以来、今日まで、議長は73代（実人数40人）、副議長は88代（実人数71人）を数える。

県会開設以降の議長、副議長（実人数）（令和7年4月1日現在）

	明 治	大 正	昭 和	自治法(昭和22年)以降			計
				昭 和	平 成	令 和	
議 長	1 2	3	3	1 0	8	4	4 0
副 議 長	1 7	3	5	1 8	2 1	7	7 1

(3) 議員定数

議員定数は、明治13年の県会発足時は40人であったが、明治14年1月、3人が増員され、また、同年2月内務省の示達に基づく選出方法の改正に伴い53人に増員され、宮崎県の分離置県後は38人となった。

その後、数回の定数改正により増員されてきたが、明治23年制定の府県制が、本県では31年9月から実施され、これに伴い、選挙区は13、議員定数は39人となった。更に、その後も大正、昭和前期を通じて数回の定数増減があり、昭和14年9月25日に定数44人とされたが、その後は増減されることなくこの定数は終戦まで続いた。

戦後は、51人から始まり、その後昭和26年4月30日には国勢調査により明らかとなった人口の増加に伴い、議員定数も57人に増加した。更に、大島郡の日本復帰に伴う特別選挙が昭和29年2月20日に執行され、新たに名瀬市1人、大島郡5人、合計6人の増員がなされて、定数は63人となった。次いで、昭和30年4月の改選時には、大島郡を含めた国勢調査人口に基づき60人に改められた。

その後、国勢調査人口の増減に伴い、定数も数回改められたが、平成10年第1回定例会において、平成7年国勢調査人口に基づく法定数57人に対し、厳しい財政状況を踏まえて3人減員することとする定数条例改正案が可決され、平成11年4月執行の選挙から54人となり、更に、平成21年第4回定例会において、現行の51人とする定数条例案が可決され、平成23年4月執行の選挙から施行された。

なお、議員定数については、平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正により、平成15年からは従前の法定定数制度から条例定数制度に改められた。

(4) 知事等

知事は、初代権大参事大山綱良の代に、呼称が県参事、県権令、県令と変わり、3代渡辺県令の時に知事と称するようになるが、現在まで52代（実人数39人）を数えている。

廃藩置県以後の知事、副知事、出納長（実人数）（令和7年4月1日現在）

	明 治	大 正	昭 和	自治法(昭和22年)以降			計
				昭 和	平 成	令 和	
知 事	9	6	1 5	4	4	1	3 9
副 知 事				9	1 5	3	2 7
出 納 長				9	6		1 5

※ 平成19年4月1日付けで出納長制度は廃止された。

※ 就任日の年号でカウント

(5) その他

ア 議事堂

県の開設当初はまだ専用議事堂はなく、初県会は県庁構内第一舎で開設された。明治 15 年通常県会で議事堂新築の建議が可決されたが、いつ完成したのか記録はない。上村行徴日記から推察し、明治 16 年 2 月であるとされている。第 2 代議事堂は、大正 14 年 9 月 27 日竣工し、これが昭和 34 年度まで使用されている。

第 3 代議事堂は昭和 35 年 7 月 20 日着工し、昭和 37 年 3 月 28 日完成したものである（工事期間中は、自治会館が議場として使用されている。）。昭和 45 年には議員応接室を増設（同年 9 月完成）し、平成 8 年 11 月の現議事堂開庁まで使用された。

現議事堂は、鹿児島市鴨池新町に平成 5 年 8 月から 3 年余りかけて建設された県民が親しみやすく、利用しやすい近代的な建物（一部地下 1 階、地上 7 階）で、平成 8 年 11 月に旧議事堂から移転した。

平成 8 年 12 月 2 日に、本会議場において開場式が行われ、平成 8 年第 4 回定例会が開会された。

イ 資料展示コーナー

鹿児島県議会は、昭和 55 年 5 月 11 日に初県会から満 100 年を経過し第 2 世紀目に入った。

県議会では、昭和 54 年 7 月 3 日記念式典等を行い、旧議事堂内に議会 100 年史料コーナーを開設した。現議会庁舎では、資料展示コーナーを新たに設けて、県議会激動の 1 世紀を物語る鹿児島県議会年譜（巻物）、同百年譜（屋久杉製）及び旧議員遺族等から寄贈された資料などを展示保存している。

ウ 議会開設 140 周年記念

県議会は、令和 2 年に議会開設 140 周年という節目の年を迎え、これからの地方自治・議会・議員のあり方を考える機会とし、また本県議会のさらなる活性化に資するため、県議会開設 140 周年記念事業を実施した。

令和 2 年 9 月 25 日に議会庁舎ロビーにおいて記念コンサート、同年 11 月 27 日には議会庁舎県庁側緑地帯に記念植樹を行った。また、令和 3 年 2 月 9 日には、県内各地域の高校生との意見交換会を行った。

エ 鹿児島県議会基本条例

議会開設 130 周年という記念すべき年を迎え、今までの議会改革の集大成として、議会の基本理念や議員の責務及び活動等を県民に明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事等と議会との関係を定めることにより、県民の負託にこたえていくことを決意し、平成 22 年 9 月 21 日に制定した。

オ 県議会事務局

昭和 25 年 5 月、地方自治法の改正により、県の議会事務局は必置制となり、現在、事務局長のもとに総務課、秘書室、議事課、政務調査課の 3 課 1 室が置かれており、その職員数は 45 人（併任 9 人を含む。）である。

2 議会改革の主な取組状況（平成19～令和6年度）

(1) 政策提言及び政策条例の制定

政策立案機能や監視機能の充実・強化を図る必要から、知事等への政策提言や政策条例の検討を積極的に行っている。

ア 政策立案推進検討委員会

無所属を含む全会派による組織として平成19年に設置され、これまでに、議長へ40項目の提言を行ったところである。このうち、32項目を知事等へ提言し、8項目は、議員提案による条例制定を提言している（うち、7項目は条例制定済）。

知事や各部局においては、議会の提言を受け、予算への反映など対応をしている。

政策立案推進検討委員会から議長への提言項目		政策提言の成果等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
平成19年度	離島医療の充実について	○ 地域医療対策基金造成（令和6年度末残高319百万円） ○ 離島地域出産支援事業（常駐の産科医がいない離島地域に在住する妊婦の健診・出産時に係る交通費等の一部助成）（2百万円）
	かごしま観光立県基本条例（仮称）の制定について	◎ 議員提案により「観光立県かごしま県民条例」制定（H21. 3）（一部改正 R3. 12） ○ 県は、同条例に基づく基本方針策定（H22. 3, H27. 3, R2. 3, R7. 3月策定）
	入札制度の改革について	○ 入札・格付制度の見直し
平成20年度	若者の自立支援について	○ かごしま子ども・若者総合相談センターの開設（H22. 7）
	子育て支援について	○ 多子世帯保育料等軽減事業（30百万円） ○ 県こども総合療育センターの開設（H22. 6） ○ 児童発達支援利用者負担軽減対策事業（認定こども園等に在籍しながら児童発達支援を利用している児童の保護者に係る利用者負担額の一部助成）（4百万円）
	暴力団追放に関する条例の制定について	○ 県は、「暴力団排除活動の推進に関する条例」制定（H21. 12）※平成26年3月 全部改正「鹿児島県暴力団排除条例」
平成21年度	鹿児島県版グリーンニューデール政策の推進について	○ かごしまCO ₂ 吸収量認証制度（H23. 1） ○ かごしま脱炭素社会モデル創造事業〔屋久島〕（ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島でCO ₂ フリーの島づくりを促進）（5百万円）
	鹿児島県スポーツ振興基本条例（仮称）の制定について	◎ 議員提案により「スポーツ振興かごしま県民条例」制定（H22. 6） ○ 県は、同条例に基づく基本方針策定（H23. 7）
	かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進について	○ 集落対策関連事業（移住・交流・関係人口推進事業、地域振興推進事業等）（855百万円）
平成22年度	入札・契約制度について	○ 公共事業の入札・契約制度改善の取組を継続 ○ 県議会は、国に「公契約における企業の健全経営及び適正な労働条件の確保を求める意見書」を提出

政策立案推進検討委員会から 議長への提言項目		政 策 提 言 の 成 果 等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
平成 22 年度	住宅建設におけるかごしま材 の利用促進について	○ 木のぬくもりあふれる「かごしま木の家」推進事業（かごしま材を利用した家づくりの推進）（6百万円） ○ 稼げる林業・木材産業の確立事業（品質・性能が確かな県産のJAS製材品等の生産体制の整備等を図る取組を支援）（8百万円）
	うつ病対策について	○ 地域自殺対策強化事業（自殺対策の推進のための人材育成、普及啓発及び関係機関との連携体制整備）（47百万円） ○ 自殺予防対策事業（自殺予防情報センター運営、かかりつけ医うつ病対応研修等の実施）（4百万円）
	再生可能エネルギーの導入・ 開発の促進について	○ かごしまGX推進事業（省エネ再エネ発電設備等の導入支援等を行い、GXへの取組を推進）（216百万円） ○ 再生可能エネルギー・水素地域共生事業（水素及び再生可能エネルギーに関するセミナーや各種展示、体験教室の開催等による普及啓発）（10百万円）
	障がい者支援について	○ こども総合療育センター運営事業（こどもの心身の発達に関する相談、障害のあるこどもの診察、療育、地域支援等）（123百万円） ○ 発達障害者支援体制整備促進事業（地域における発達障害者支援体制整備の促進）（2百万円） ○ 「世界自閉症啓発デー」（4月2日）及び「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）期間中の啓発活動（ブルーライトアップ、ポスター掲示等）
平成 23 年度	鹿児島県中小企業振興基本条 例（仮称）の制定について	◎ 議員提案により「 中小企業の振興に関するかごしま県民条例 」制定（H24.10） 「中小企業・小規模企業の振興に関するかごしま県民条例」に改正（H28.3） ○ 県は、毎年度、同条例に基づく推進計画を策定し、各種事業を実施
	災害に強い県土づくりについ て	○ 原子力防災対策事業（防災活動に必要な資機材の整備や原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの改修など原子力防災対策の充実）（525百万円），原子力災害医療対策事業（105百万円） ○ 県単河川等防災事業（寄洲除去：河川の氾濫を未然に防止するため、着実に寄洲除去を実施）（1,800百万円）
	交通安全対策について	○ 交通安全施設等整備事業（路面標示の補修や通学路の合同点検箇所等の交通安全対策など）（2,414百万円） ○ 交通安全施設等整備事業（横断歩道等の道路標示の補修や交通信号機、道路標識等の交通安全施設の整備等）（3,691百万円） ○ 高齢者交通安全対策事業（高齢者に対する交通安全の指導、広報啓発活動の推進）（25百万円）

政策立案推進検討委員会から 議長への提言項目		政 策 提 言 の 成 果 等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
平成 24 年 度	観光振興について	○ 観光地域体制強化支援事業（地域の多様な関係者が連携した「稼げる観光地域づくり」を推進するための組織づくりや人材育成等を支援）（17百万円）
		○ サイクルツーリズム推進事業（県内モデルルートの情報発信，受入環境整備等を実施）（13百万円）
		○ 魅力ある観光地づくり事業（街並整備や景観整備，沿道修景等を実施）（1,000百万円）
		○ 観光かごしま大キャンペーン推進事業（行政と民間が一体となった誘客対策を実施）（70百万円）
		○ 海外誘客ステップアップ事業（各国の主要ターゲットに対するプロモーションや個人旅行者の誘客に向けた旅行予約サイト等の連携を実施）（119百万円）
		○ フィルムコミッション活動支援事業（ロケ地情報の提供や撮影支援などのフィルムコミッション活動を支援）（9百万円）
		○ かごしま「推し旅」誘客促進事業（鹿児島県にゆかりのあるアニメ・映画・芸能・歴史上の偉人・世界遺産等に関する様々な情報発信を実施）（9百万円）
		○ 「南の宝箱 鹿児島」観光デジタルプロモーション事業（旅行予約サイトに本県の特集ページを設け，観光情報の発信や宿泊施設の割引クーポンの発行を行い，本県への誘客を促進するとともに，当該サイトへ案内するためSNS等でのデジタル広告を実施）（52百万円）
平成 25 年 度	鳥獣被害対策について	○ 鳥獣被害対策推進事業（野生鳥獣による農作物被害の防止，軽減を図るため，ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策の推進）（861百万円）
		○ 特定鳥獣総合管理対策推進事業（科学的・順応的に鳥獣の個体群管理を行い，農林業の健全な発展，生活環境の保全及び自然生態系の維持を図る）（47百万円）
	若年者の雇用対策について	○ 若年者県内企業就職応援事業（若年者の県内定着とU I ターン希望者の県内就職を促進するため，合同企業説明会の開催や就職情報提供サイト「かごJob」等により県内企業情報を提供するとともに，県外大学と就職支援に関する連携を図る）（18百万円）
		○ 大学生等県内就職促進事業（地元大学生による県内企業の魅力の発掘・発信や，SNSを活用した就職関連情報の発信を実施）（11百万円）
		○ 県外大学生のためのふるさと企業めぐり事業（本県出身の県外大学生等のUターン就職の促進を図るため，県内企業を見学するバスツアーを実施）（3百万円）
		○ U I ターン就活応援事業（県内企業へのU I ターン就職を促進するため，県外在住の若者が県内で就職活動を行う際に要する居住地からの移動に係る交通費や宿泊費を支援）（13百万円）
		○ 県内大学生地元就職応援事業（県内大学生の地元企業への就職を促進するため，県内大学においてキャリアデザインセミナーを開催し，県内企業や県内で働くことの魅力を発信）（2百万円）

政策立案推進検討委員会から 議長への提言項目		政 策 提 言 の 成 果 等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
平成 25 年 度	若年者の雇用対策について	○ 企業の「稼ぐ力」育成・支援プロジェクト（起業支援プロジェクト事業）（起業機運の醸成や起業しやすい環境の整備を図るため、起業準備者等を対象に、ビジネスプラン策定の支援、事業化に必要な経費の補助などの伴走支援を実施）（28百万円） ○ 企業の「稼ぐ力」育成・支援プロジェクト（スタートアップ推進事業）（産官学・金融機関等と連携し、事業化のための実証事業や、事業成長に必要な資金調達の支援を実施）（19百万円）
	空き家対策について	○ 「空き家」に関する相談窓口の紹介等を行うホームページ開設による、空き家対策の普及啓発、空き家対策実務者のための手引書等の作成、地域振興局・支庁ごとに市町村や地元自治会等が参加する「空家等対策推進地域会議」の開催等 ○ 空き家対策啓発等支援事業（市町村の要請に応じた専門家の派遣や、市町村担当者向け研修会を開催し、市町村の空き家対策の取組を促進）（2百万円） ○ かごしま空き家活用促進事業（地域のニーズに合わせた空き家活用のモデルケースについて、見学会やワークショップを開催することにより、空き家活用策に係る情報発信や官民連携を促進）（4百万円） ○ 空き家活用セーフティネット住宅改修事業（空き家を高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者用の賃貸住宅として利用するため、市町村が補助する改修費の一部を助成）（4百万円）
	食と生活習慣病について	○ かごしまの“食”推進事業（地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着のため、食育を担う人材の育成や市町村等が行う取組の支援など）（12百万円） ○ 県健康増進計画「健康かごしま21」に基づき、県民の健康づくりを推進するため、疾患の発症・重症化予防の普及啓発、保健・医療等の関係者に対する研修等を実施（12百万円） ○ 栄養教諭研修事業（給食管理等についての研修をとおして、栄養教諭の実践的な指導力の向上と専門職としての資質の向上を図る）（2百万円） ○ 学校保健・食育推進体制支援事業（規模の大きい学校や課題のある学校、経験の浅い養護教諭や栄養教諭が配置されている学校に、退職養護教諭や栄養教諭を派遣し、繁忙期等の業務支援を行う。）（2百万円）
	歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）の制定について	◎ 議員提案により「 かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例 」制定（H26.12）
平成 27 年 度	健康寿命を延ばすためのロコモ予防の推進	○ 県健康増進計画「健康かごしま21」に基づき、県民の健康づくりを推進するため、疾患の発症・重症化予防の普及啓発、保健・医療等の関係者に対する研修等を実施（12百万円）（再掲）
	自転車の安全利用に関する条例の制定について	◎ 議員提案により「 かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例 」制定（H29.3）

政策立案推進検討委員会から議長への提言項目		政策提言の成果等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
平成28年度	子どもの貧困対策について	○ 子ども医療給付事業（経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の高校生までを対象に、医療機関等での窓口負担をなくす子ども医療給付を行う市町村に対し、経費の一部を助成）（301百万円） ○ 生活困窮者自立支援事業（生活困窮世帯の相談対応、就労や子どもの学習等の支援を包括的に行う体制を整備）（106百万円） ○ 子ども食堂地域ネットワークづくり応援事業（子ども食堂のさらなる普及を図るため、新規開設に要する経費の助成などを行うほか、その継続的な運営ができるよう食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うためのネットワークづくりを支援）（22百万円）
	特別支援教育の充実について	○ 鹿児島南特別支援学校開校（R5.4） ○ 特別支援学校高等部支援教室の設置（高校校舎を活用し、特別支援学校のない離島に設置（中種子特別支援学校高等部屋久島支援教室など5教室）） ○ 高等学校における通級による指導の開始（開陽高等学校など6校） ○ 誰一人取り残さない特別支援教育充実事業（特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるため、多様な学びの場の充実を図るとともに、保護者への支援や本県の地理的特色に応じた広域的な特別支援教育体制を整備）（18百万円） ○ 特別支援教育総合推進事業（教育・福祉・医療等の関係機関と連携し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導等を行う特別支援教育を総合的に推進）（4百万円） ○ 特別支援学校教育環境改善推進事業（特別支援学校等教育環境改善検討委員会の提言を踏まえ、特別支援学校のエデュ環境の改善を推進）（1百万円） ○ 特別支援学校教育環境改善施設整備事業（教育環境を改善するため、新たな特別支援学校を整備（曾於地区及び伊佐・湧水地区））（221百万円）
	森林資源の循環利用の促進に関する条例制定について	◎ 議員提案により「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例」制定（H29.12）
平成29年度	認知症対策について	○ 「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」（世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む日曜日から土曜日までの一週間）を新たに設定（H30.6） ○ 認知症理解普及促進事業（認知症応援大使の設置、講演会＆シンポジウムの開催、企業向けの認知症サポーター養成講座の開催等）（2百万円） ○ ランドマークのライトアップやパネル展示、フォーラム、書店等における関連書籍の特設コーナー設置等の啓発活動を実施

政策立案推進検討委員会から議長への提言項目		政策提言の成果等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
平成29年度	過疎・中山間地域の地域力強化について	○ 中山間地域等集落活性化推進本部設置（H30. 8） ○ 中山間地域等集落活性化指針の策定（H31. 3） ○ 移住・交流・関係人口拡大推進事業（中山間地域等集落活性化対策，移住・交流対策，地域おこし協力隊支援，関係人口創出・拡大，地域鉄道活性化支援），その他集落活性化関連事業（地域振興推進事業等）（855百万円）
平成30年度		（※政策立案推進検討委員会の見直し等のため，平成30年度は政策提言及び議員提案条例なし）
令和元年度	手話を言語として認識し普及する条例の制定について	◎ 議員提案により「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例」制定（R2. 3） ○ 同条例に基づく県手話施策推進協議会の設置（R2. 10） ○ かごしま県民手話言語普及等推進事業（ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図るため，条例の広報啓発を行うとともに，県民等に手話を普及するための講座の開催や手話通訳者などの養成，手話施策推進協議会の開催等）（4百万円）
	多文化共生社会の実現に向けて	○ 多文化共生社会推進事業（外国人が住みやすい魅力的な鹿児島の実現を図るため，段階に応じた日本語教育人材の養成や，「やさしい日本語」などの講座を行う講師を派遣するほか，在留外国人と県民の交流を促進する取組への支援等を実施）（7百万円） ○ 多文化共生の地域づくり事業（日本人と外国人が共生する地域づくりを促進するため，地域住民の多文化共生の意識醸成を図り，日本人と外国人が共に学ぶワークショップ等をモデル的に実施する市町村の取組を支援）（2百万円） ○ 鹿児島県国際交流センター管理運営事業（留学生等に宿泊施設を提供するとともに，留学生同士の相互交流や留学生等と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び国際相互理解の促進を図るために設置した，同センターの管理運営）（25百万円） ○ 外国人総合相談窓口運営事業（在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に到達できるよう多言語で相談に対応する窓口を運営）（11百万円） ○ 外国人材受入環境整備支援事業（外国人材の安定的な受入れや定着を図るため，県内企業等が行う職場の受入体制整備，外国人材と地域住民との交流等の取組みを支援）（3百万円） ○ 外国人材定着等支援事業（外国人材の県内企業等における適切な受入れ・雇用管理の推進を図るため，企業向け相談窓口の設置や企業向けセミナーの開催等）（1百万円）

政策立案推進検討委員会から 議長への提言項目		政 策 提 言 の 成 果 等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
令和2年度	医療的ケア児・者の支援について	○ 医療的ケア児支援センター開所（令和5年9月）
		○ 小児在宅医療環境向上事業（小児在宅療養支援ウェブサイトを運用するとともに、小児在宅医療に携わる医療従事者等を対象とした研修を実施）（2百万円）
		○ 特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業（医療的ケアを安全確実に実施できる体制整備を図るために必要な研修や協議会を設置）（1百万円）
		○ 介護職員等医療ケア研修事業（障害者（児）の居宅等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施）（3百万円）
		○ 医療的ケア児等総合支援事業（医療的ケア児等支援センターにおいて相談対応や関係機関との調整等を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成・活用、医療的ケア児支援連絡協議会の開催、レスパイト先の拡大促進を実施）（20百万円）
		○ 小児慢性疾患児支援事業（慢性疾患児とその家族に対する支援策の協議を行うとともに、訪問指導・個別相談等を実施）（3百万円）
		○ 若年末期がん患者に対する療養支援事業（若年の末期がん患者及びその家族の身体的、経済的な負担の軽減を図り、安心して在宅療養ができるよう支援）（1百万円）
		○ 市町村地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が行う障害者（児）等の相談支援や意思疎通支援等に要する費用の一部を助成）（191百万円）
		○ 特別支援学校看護師の配置（日常的にたんの吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒の教育の充実を図り、安全安心な学校生活を送ることができるよう設置）（134百万円）
		○ 医療的ケア児通学支援モデル事業（特別支援学校在籍の通学バスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に同乗する看護師の費用を負担する。）（14百万円）
		○ 医療的ケア児保育支援事業（保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備するため、看護師等の配置等に必要な費用の一部を助成）（93百万円）
		○ 医療的ケア児等受入体制構築促進事業（市町村及び保育所等に対して、実際に医療的ケア児を受け入れている施設の事例等を学ぶ研修会を実施）（1百万円）

政策立案推進検討委員会から議長への提言項目		政策提言の成果等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
令和3年度	公文書管理機能の充実・強化について	○ 県は、「鹿児島県公文書等の管理に関する条例」を制定（R5.3） ○ 条例制定に伴い、現在保存している公文書の選別（歴史公文書に該当するか否か等）を、複数年かけて実施 ○ 公文書館設置検討調査事業（公文書館の設置に向けた検討を進めるため、関係課からなる庁内連絡会を設置し、公文書館と既存施設との役割分担や連携等について検討を行うとともに、他県の公文書館の現地調査を実施）（1百万円）
	産前・産後ケアの充実について	○ 女性健康支援センター事業（思春期から更年期に至る女性の婦人科疾患や更年期障害、妊娠や出産についての悩み等に関する相談指導や情報提供を実施）（2百万円） ○ 「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業（孤立感や不安を抱えた妊産婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口を設置し、妊娠等に関する正しい情報提供や予期しない妊娠等への相談を支援）（4百万円） ○ 小児救急電話相談事業（小児患者を持つ保護者等からの電話相談に対し、看護師等が症状に応じた助言を実施）（21百万円） ○ 産前から産後の切れ目ない支援強化事業（産後ケアに関わる助産師や保健師等に対し、実践的スキルの向上や各地域での連携の促進を図るための研修等を実施）（1百万円） ○ 妊婦のための支援給付事業（妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する市町村の取組を支援）（38百万円） ○ 産後ケア推進事業（産後ケア利用者が負担する利用料を無償化する市町村に対して、費用の一部を助成）（35百万円） ○ 地域子ども・子育て支援事業〔利用者支援事業〕（妊娠期から子育て期までの相談支援等を行っているこども家庭センターの運営費等を補助し、市町村の取組を支援）（75百万円） ○ 看護人材確保事業〔助産師合同研修〕（助産師の資質向上を支援するため、講義演習や実習を実施）（2百万円） ○ 助産師活用推進事業（助産師の実践能力向上等を図るため、看護関係の機関・団体等で構成する協議会を開催）（1百万円）
令和4年度	買物弱者への支援について	○ 買物弱者支援推進本部等の設置（R5.4） ○ 買物弱者支援促進事業（買物弱者対策の促進を図るため、市町村・住民からの相談を受け付ける窓口の設置や、住民向け買物支援サービスなどの情報発信、市町村が実施する買物弱者対策への支援等の実施）（16百万円） ○ その他買物弱者支援関連事業（814百万円）

政策立案推進検討委員会から 議長への提言項目		政 策 提 言 の 成 果 等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
令和4年度	農福連携の推進について	○ 農福連携の取組主体についての調査（農福連携に取り組む農業経営体の実態調査、障害者就労施設等における農福連携の取組状況の調査）（R5～） ○ 農福連携好事例の収集、県ホームページ等への事例掲載 ○ 農福連携推進事業（実践事例の紹介や農福連携を実践・支援する人材の育成、地域における連携体制の整備等に向けた取組を支援）（5百万円） ○ 障害者施設等工賃向上計画推進事業（農福連携の取組を広く県民に周知すること等を目的とした農福連携マルシェの開催や障害者就労施設の農福連携への参入等を支援）（12百万円） ○ 農業高校と特別支援学校との交流学习や共同学習、農業体験などの実施
令和5年度	個々の子どもの状況に応じた 多様な学びの場の提供を	○ 「こどもの居場所に関する実態調査」（子どもの居場所となっている施設の実態や不登校児童生徒・保護者のニーズ等を把握する調査）（R6） ○ 「こどもの居場所に関するネットワーク構築推進事業」（子どもの居場所づくりを推進するため、学識経験者や教育・福祉の関係機関等による協議会を設置し、情報交換や意見交換等を実施）（5百万円） ○ 「子ども・若者への相談支援活動スタートアップ事業」（子ども・若者への相談対応や居場所の運営に取り組むNPO等の民間団体の活動に要する経費を助成）（6百万円） ○ スクールカウンセラー配置事業、臨床心理士等相談員派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業（教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を全ての公立小中学校・義務教育学校、県立高等学校・特別支援学校に派遣）（180百万円） ○ かごしま教育ホットライン24（いじめ問題等の早期対応の充実を図るため、いじめ問題等に悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できる体制の整備）（28百万円） ○ 学びの多様化学校設置を検討している市町村と共に研究、設置に向けた助言（1百万）
令和6年度	文化・芸術等の振興について	○ 文化芸術情報発信サイト構築事業（県下の文化芸術団体・個人に関する情報の発信・提供及び相談対応等の機能を備えたサイトの整備）（3百万円） ○ 文化の薫り高いかごしま形成事業（本県の持つ多様な文化芸術を継続・充実・発展させるため、県内の文化芸術活動のうち、①鑑賞機会提供、②活動継承、③観光、まちづくり等との連携、④人材育成に資する取組を支援）（11百万円） ○ 青少年のための芸術鑑賞事業（小・中・特別支援学校に文化芸術団体を派遣し、舞台芸術鑑賞の機会を提供）（3百万円）

政策立案推進検討委員会から 議長への提言項目		政 策 提 言 の 成 果 等 〔金額は令和7年度当初予算から〕
令和6年度	文化・芸術等の振興について	○ 歴史・文化ゾーン活性化事業（鹿児島城跡周辺の歴史・文化ゾーンの活性化と回遊性の向上を図るため、関係機関と連携した効果的なイベント等を開催）（3百万円） ○ 文化芸術推進基本計画策定基礎調査事業（文化芸術推進基本計画の次期計画の策定に併せ、本県の文化芸術活動の現状・課題やニーズについて、県民や文化芸術団体等を対象に調査を実施。あわせて、県文化芸術振興審議会で次期計画の内容について検討）（3百万円） ○ 文化財愛護思想の普及（無形民俗文化財の保存と振興を図るため、九州地区民俗芸能大会に出演する民俗芸能の伝承を行っている団体への補助）（1百万円） ○ 文化財保護事業助成（国指定文化財、県指定文化財の保存管理、活用を図る取組への助成）（1百万円）
	少子化対策のために子どもを産み育てやすい社会をつくる条例の制定について	○ 令和7年3月に議長に提言
計	議長に40項目提言（うち32項目を知事等に提言し、8項目は議員提案による条例制定を提言している。（うち、7項目は条例制定済）。）	

イ 特別委員会、会派等

特別委員会、会派等の発議により、これまでに、知事へ2項目の政策提言を行い、また、4件の議員提案の政策条例を制定した。

- ・ 政策提言（海外経済交流促進等特別委員会）
海外経済交流の促進について（平成25年度）
海外経済交流の促進について（平成26年度）
- ・ 条例制定（会派等）
鹿児島県家庭教育支援条例（平成25年度）
かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例（平成25年度）
中小企業の振興に関するかごしま県民条例の一部を改正する条例（平成27年度）
観光立県かごしま県民条例の一部を改正する条例（令和3年度）

(2) 議会基本条例の制定（平成 22 年 9 月 21 日制定）

議会の基本理念、議員の責務及び活動等を県民に明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事等と議会との関係など、議会に関する基本的事項を定めた。

項 目	内 容	年度
● 議会基本条例の制定に伴う改革	○ 質問者席の設置（本会議場の議員席の中央最前列に質問者席を設置：第11条） ○ 会期日程の公表時期の前倒し（第17条） ○ 議案に対する議員の賛否のホームページでの公表（第18条） ○ 本会議の傍聴の自由化（小学校の児童及び乳幼児の許可不要：第19条） ○ 委員会行政視察を活用した広報活動（県民の意見・要望の聴取等に併せて、常任委員長が県議会の仕組みや役割等を県民に説明：第21条）	H22～
● 議会基本条例の制定に伴う改革	○ 予算特別委員会における総括予算審査方式の見直し（第11条） ○ 県議会と県民との意見交換会「あなたのそばで県議会」の開催（第17条、第21条）	H23～

(3) 県民と県議会との意見交換会「あなたのそばで県議会」の開催（平成 23 年度～）

鹿児島県議会基本条例に基づき、議会から県民に対し、議会の役割や活動内容等を直接お知らせし、理解を深めていただくとともに、県民が直接、議会活動に参加し、地域の諸課題等について意見交換を行い、県政に反映させることにより、県民に身近で開かれた県議会となり、議会と県民との関係の構築が図られることを目的とし、平成 23 年度から県内の各地域で意見交換会を開催している。

開催日時	対象地域 (開催場所)	参加者数	参加議員数	内 容 等
平成 23 年度	10月29日(土) 午後6時30分～ 鹿児島地域 (かごしま県民交流センター)	37人	26人	○参加者 当該地域の方々 平成23年度鹿児島地域は市内の各種団体の青年等（10団体）
	11月27日(日) 午後2時～ 大隅地域 (鹿屋市中央公民館)	88人	20人	
平成 24 年度	7月28日(土) 午後1時～ 熊毛地域 (屋久島離島開発総合センター)	79人	19人	○参加議員 議長, 副議長, 実行委員会委員等 ○議会活動説明 議会広報（議会の組織、議員活動等） 議会報告（本会議での質問と答弁等） ○意見交換テーマ 「当該地域の振興策等」ほか県政一般 平成23年度鹿児島地域は設定テーマ等に基づき意見交換
	7月29日(日) 午前10時～ 熊毛地域 (西之表市民会館)	66人	17人	
	11月25日(日) 午後1時～ 南薩地域 (指宿市中央公民館)	27人	15人	
平成 25 年度	8月 3日(土) 午後1時～ 始良・伊佐地域 (始良市文化会館(加音ホール))	136人	28人	平成28年度始良・伊佐地域は、「若者の視点で考えるこれからの始良・伊佐地域」～18歳選挙権時代を迎えて～をテーマに意見交換
	11月16日(土) 午後1時～ 北薩地域 (薩摩川内市中央公民館)	58人	22人	
平成 26 年度	7月12日(土) 午後1時～ 鹿児島地域 (日置市中央公民館)	67人	30人	
	7月26日(土) 午後2時～ 大島地域 (県大島支庁(鶴市))	85人	19人	

開催日時		対象地域 (開催場所)	参加 者数	参加 議員 数	内 容 等
平成 27 年度	8月 3日(日) 午後1時～	大隅地域 (大隅中央公民館)	249人	38人	○参 加 者 当該地域の方々 ○参加議員 議長, 副議長, 実行委員会委員等 ○議会活動説明 議会広報 (議会の組織, 議員活動等) 議会報告 (本会議での質問と答弁等) ○意見交換テーマ 「当該地域の振興策等」ほか県政一般 (令和5年度から「当該地域の未来」に改題)
	11月22日(日) 午後1時～	南薩地域 (南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかぜだ)	112人	41人	
平成 28 年度	8月11日(木) 午後1時～	始良・伊佐地域 (国分シビックセンター)	127人	42人	
	11月 5日(土) 午後2時30分～	熊毛地域 (屋久島町総合センター)	48人	24人	
	11月 6日(日) 午後1時～	熊毛地域 (種子島こりーな)	54人	27人	
平成 29 年度	7月29日(土) 午後1時30分～	大島地域 (徳之島町生涯学習センター)	130人	31人	
	11月11日(土) 午後1時30分～	北薩地域 (出水市中央公民館)	105人	38人	
平成 30 年度	9月 1日(土) 午後1時30分～	鹿児島地域 (かごしま県民交流センター)	46人	44人	
令和 元 年度	8月17日(土) 午後1時30分～	南薩地域 (南九州市知覧文化会館)	158人	41人	
	10月12日(土) 午後1時～	大隅地域 (肝付町文化センター)	136人	43人	
令和 2 年度	8月22日(土) 午後1時30分～	始良・伊佐地域 (湧水町栗野中央公民館)	58人	46人	
	11月14日(土) 午後0時30分～	熊毛地域 (南種子町福祉センター)	66人	25人	
令和 3 年度	1月15日(土) 午後1時30分～	北薩地域 (さつま町薩摩農村環境改善 センター・中央公民館)	60人	43人	
令和 4 年度	8月 6日(土) 午後1時30分～	鹿児島地域 (いちき串木野市・いちきアクアホール)	55人	40人	
	8月27日(土) 午後1時～	大島地域 (和泊町やすらぎ館)	71人	26人	

開催日時		対象地域 (開催場所)	参加者数	参加議員数	内 容 等
令和5年度	9月2日(土) 午後1時半～	南薩地域 (サ・フレッシュ枕崎)	160人	42人	
	11月18日(土) 午後1時半～	大隅地域 (有明地区公民館)	110人	44人	
令和6年度	8月17日(土) 午後1時半～	始良・伊佐地域 (菱刈環境改善センター)	127人	49人	
	11月16日(土) 午後12時半～	熊毛地域 (西之表市民会館)	72人	36人	
累 計 (平 均)			2,587人 (92人)	916人 (33人)	

(4) 高校生と県議会議員との意見交換会の開催

・公職選挙法改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受け、高校生の政治参加意識の向上を図るとともに、開かれた県議会に向けた取組として、県議会、県選挙管理委員会、県教育委員会との共催により高校生との意見交換会を開催した。

開催日時	開催場所	高校生	議員	内 容 等
平成28年3月24日(木) 午後2時～	県議会	人 58	人 48	○参加者：鹿児島市内の高校生及び議員 ・参加者が各常任委員会室（5つ）ごとに分かれて意見交換会を実施

・鹿児島県議会開設140周年記念事業の一環として、高校生との意見交換会を開催した。

開催日時	開催場所	高校生	議員	内 容 等
令和3年2月9日(火) 午後1時30分～	県議会	人 41	人 48	○参加者：鹿児島県内の高校生及び議員 ・参加者が各常任委員会室（5つ）ごとに分かれて意見交換会を実施

(5) 県議会広報番組における中学生・高校生と県議会議員との意見交換会の開催

県議会広報番組「県議会探訪記」において、中学生・高校生が提出した3つのテーマに基づいて、議員と意見交換を行い、その様子を放送し、身近に開かれた県議会であることをPRした。

放送日及び放送局	参加人数		内容等
	生徒	議員	
平成30年12月29日(水) 鹿児島放送 (KKB)	6人	7人	○参加者：中央高校の生徒及び広報委員 ○意見交換テーマ 「災害時の避難等」、「公共マナー」、「少子化が教育に及ぼす影響」について
令和元年12月28日(土) 鹿児島放送 (KKB)	9人	7人	○参加者：知覧中学校、穎娃中学校、川辺中学校の生徒及び広報委員 ○意見交換テーマ 「地球温暖化対策」、「交通事故の防止」、「いじめへの対応」について

放送日及び放送局	参加人数		内容等
	生徒	議員	
令和2年12月27日（日） 鹿児島放送 （KKB）	6人	7人	○参加者：甲南高校の生徒及び広報委員 ○意見交換テーマ 「男性の権利の配慮不足」，「若者に向けた観光資源」，「若者の選挙投票率」について
令和3年12月26日（日） 鹿児島放送 （KKB）	6人	8人	○参加者：宮之城中学校の生徒及び広報委員等 ○意見交換テーマ 「子育て世代の貧困問題」，「災害対策」，「GIGAスクール構想」について
令和4年11月20日（日） 鹿児島テレビ （KTS）	6人	8人	○参加者：市来農芸高校，串木野高校，神村学園高等部の生徒及び広報委員等 ○意見交換テーマ 「県内在留外国人の日本語習得」，「空き家の活用方法」，「女性の社会進出」について
令和5年11月19日（日） 鹿児島読売テレビ （KYT）	7人	8人	○参加者：立神中学校の生徒及び広報委員等 ○意見交換テーマ 「転出超過」，「地球温暖化」，「制服の自由化」について
令和6年12月7日（土） 鹿児島テレビ （KTS）	6人	8人	○参加者：大口高校の生徒及び広報委員等 ○意見交換テーマ 「少子化問題」，「国際交流」，「特別支援学校の設置」について

(6) その他の改革

項 目	内 容	年度
●財政面における見直し	○費用弁償の見直し ・応招旅費の引き下げ（1日当たり4,700円の減額）	H20
	・支給対象日の見直し （議案等調査日・予備日に登庁しない議員へ支給しない）	H23
	○議員報酬の減額（行財政改革による措置） ・減額率：議長15%，副議長12%，議員10%	H19～23
	・減額率：議長8%，副議長5.5%，議員4%（4月～9月） ・減額率：議長のみ 5%（10～3月）	H24
	・減額率：議長のみ 5%（4～6月） ・減額率：議長10%，副議長8%，議員6%（7～3月）	H25
	○報酬月額の見直し （特別職報酬等審議会による議員報酬の改定） 議 長：1,030千円 → 970千円 副議長： 920千円 → 870千円 議 員： 820千円 → 780千円	H24

項 目	内 容	年度
●開かれた議会の推進	○ホームページの充実	
	・ 常任委員会審査日程, 付託議案一覧, 請願・陳情一覧の掲載	H19～
	・ 議会広報テレビ番組のインターネット配信 ・ 携帯サイトによる議会案内 ・ キッズサイトの開設	H20～
	・ 本会議のライブ中継画面に質問項目を表示	H21～
	・ 請願・陳情の内容の掲載 ・ 議案に対する議員の賛否の掲載(再掲)	H22～
	・ 予算特別委員会のライブ中継・録画配信 ・ 本会議等の録画配信期間の延長(次回定例会まで→1年間)	H23～
	・ 広報紙「県議会だより」音声版の掲載	H24～
	・ 議会広報テレビ番組のインターネット配信拡充 (2番組→全番組) ・ 政務活動費の条例・規則・運用指針の掲載	H25～
	・ 政務活動費の収支報告書の掲載(前年度分を翌年度掲載)	H26～
	・ 議会中継のスマートフォン対応(ライブ・録画とも) ・ SNS(執行部のツイッター)による会期日程等のお知らせ	H27～
	・ SNS(執行部のフェイスブック)による会期日程等のお知らせ ・ 新着図書及び図書一覧の掲載(議会図書室)	H29～
	・ 議案の内容の掲載	R元～
	・ 本会議中継での手話通訳の導入	R2～
	・ SNS(執行部のライン)による会期日程等のお知らせ ・ 議会広報テレビ番組のインターネット配信画像の改善	R3～
	・ 議会中継でのリアルタイム字幕の導入	R4～
	・ 本会議等の録画配信期間の延長(1年間→4年間) ・ 議会中継において再開時間をテロップ表示 (長時間の休憩時のみ)	R5～
	・ 一部常任委員会のインターネット中継の実施	R6～
	○議会広報テレビ番組の充実	
	・ 字幕・手話通訳の導入(聴覚障がい者への対応)	H24～
	・ 子ども向け広報番組「県議会探訪記」のDVDを県内全小中学校に配布(H28年度から高校と小中学校へ隔年交互配布へ変更)	H25～
	○政務調査費(現:政務活動費)の収支報告書等の閲覧 ・ 収支報告書の閲覧 ・ 収支報告書に領収書(写し)を添付	H13～ H20～
	○委員会行政視察を活用した広報活動(再掲) ・ 常任委員長が県議会の仕組みや役割等を県民に説明	H22～

3 議会の構成（令和7年4月1日現在）

- (1) 議員定数 51 人
現議員数 51 人

- (2) 議長・副議長
議長 日高 滋
副議長 園田 豊

(3) 戦後の議員定数及び選挙区等の推移

条例の公布 年 月 日	選挙 区数	議員 定数	改 正 の 内 容
昭和21. 11. 13	14	51人	
24. 8. 22	15	51人	枕崎市設置のため選挙区1増 川辺郡定数1減。昭和24. 9. 1から施行
26. 3. 23	16	57人	串木野市設置のため選挙区1増 復員等のため人口増。次の一般選挙から施行
27. 6. 2	17	57人	阿久根市設置のため選挙区1増 出水郡定数1減。公布の日から施行
28. 12. 28	19	63人	奄美群島復帰に伴い、選挙区2増、大島郡定数5、名瀬市 定数1。奄美群島復帰の日から施行
29. 10. 13	19	60人	人口の減による定数減、揖宿郡1減、始良郡1減、熊毛郡 1減。次の一般選挙から施行
33. 10. 10	27	60人	町村合併促進法に基づく選挙区の特例条例を廃止。 出水市、指宿市、国分市、谷山市、垂水市、 西之表市及び川辺郡を第1、第2の選挙区とし、大口市は 伊佐郡と合区（選挙区8増）。次の一般選挙から施行
37. 10. 15	27	59人	人口の減による定数減、日置郡1減、始良郡1減、 鹿児島市1増。次の一般選挙から施行
41. 9. 22	27	58人	人口の減による定数減、薩摩郡1減、曾於郡1減、 肝属郡1減、鹿児島市1増、名瀬市1増。次の一般 選挙から施行
42. 3. 15	26	58人	鹿児島市と谷山市合併のため、谷山市選挙区1減 昭和42. 4. 29から施行
45. 12. 24	26	58人	大島郡1減、鹿児島市1増 次の一般選挙から施行
49. 3. 29	26	56人	人口減による定数減、熊毛郡1減、鹿児島市1増、 大口伊佐1減、名瀬市1減。次の一般選挙から施行

条例の公布 年 月 日	選挙 区数	議員 定数	改 正 の 内 容
昭和53. 3. 29	25	56人	人口減による定数減，薩摩郡 1 減 人口減により鹿児島郡区を鹿児島市区と合区（新鹿児島市区の定数 1 増）。次の一般選挙から施行
57. 3. 29	25	57人	昭和55年国勢調査人口に基づき定数改正 鹿児島市区 2 増，名瀬市区 1 増，曾於郡区 1 減，大島郡区 1 減。次の一般選挙から施行
61. 7. 28	24	57人	昭和60年国勢調査人口に基づき選挙区及び定数改正 川辺郡第 1 区（定数 1）及び同第 2 区（同 1）を合区し川辺郡区（同 2） 国分市区 1 増，肝属郡区 1 減。次の一般選挙から施行
平成10. 3. 27	24	54人	平成 7 年国勢調査人口に基づき定数改正 名瀬市区，揖宿郡及び川辺郡区を各 1 減 次の一般選挙から施行
18. 3. 28	23	54人	市町村の合併状況及び平成17年国勢調査結果（速報値）を踏まえ，選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正 平成19. 3. 30以後に行われる一般選挙から施行
21. 11. 30	21	51人	市町村の合併状況及び現下の厳しい財政状況を踏まえ，選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正 鹿児島市・鹿児島郡区 2 減，指宿市・揖宿郡区（定数 2）を指宿市区（同 1）とした。 選挙区の広域化，1 票の較差を是正するため鹿屋市区（定数 3）及び垂水市区（同 1）を任意合区し，鹿屋市・垂水市区（同 4）。 西之表市区（定数 1）及び熊毛郡区（同 1）を任意合区し，西之表市・熊毛郡区（同 1）。 なお，西之表市・熊毛郡区については，改正条例の附則により当分の間定数 2 とした。 平成23. 3. 30以後に行われる一般選挙から施行

条例の公布 年 月 日	選挙 区数	議員 定数	改 正 の 内 容
平成 26. 3. 28	21	51人	平成22年国勢調査結果を踏まえ、各選挙区において選挙すべき議員の数を改正 条例本則は50人の人口比例とし、鹿児島市・鹿児島郡区1増（定数18）、日置市区1減（同1）とした。 なお、離島への配慮及び議員一人当たりの格差是正を図るため、附則により、当分の間、鹿児島市・鹿児島郡区を定数17、西之表市・熊毛郡区を定数2、日置市区を定数2とした。 平成27. 3. 30以後に行われる一般選挙から施行
30. 3. 23	21	51人	平成27年国勢調査結果を踏まえ、各選挙区において選挙すべき議員の数を改正 条例本則は50人の人口比例とし、日置市区1増（定数2）、奄美市区1減（同1）とした。 なお、離島への配慮及び議員一人当たりの格差是正を図るため、附則により、当分の間、鹿児島市・鹿児島郡区を定数17、西之表市・熊毛郡区を定数2、奄美市区を定数2とした。 平成31. 3. 30以後に行われる一般選挙から施行
令和 4. 3. 25	21	51人	令和2年国勢調査結果を踏まえ、各選挙区において選挙すべき議員の数を改正 条例本則は50人の人口比例とし、鹿児島市・鹿児島郡区1増（定数19）、日置市区1減（同1）とした。 なお、離島への配慮及び議員一人当たりの格差是正を図るため、附則により、当分の間、鹿児島市・鹿児島郡区を定数17、西之表市・熊毛郡区を定数2、日置市区を定数2、奄美市区を定数2とした。 令和5. 3. 30以後に行われる一般選挙から施行

(4) 選挙区別会派等別議員数

(令和7年4月1日現在)

選挙区	定数	会 派 等				
		自 民	県民連合	公 明	共 産	無 所 属
鹿児島市・鹿児島郡区	17	7	4	3	1	2
鹿屋市・垂水市区	4	3	1			
枕崎市	1	1				
阿久根市・出水郡区	1	1				
出水市区	2	1				1
指宿市区	1	1				
西之表市・熊毛郡区	2	2				
薩摩川内市区	3	3				
日置市区	2	1				1
曾於市区	1	1				
霧島市・姶良郡区	4	2	1			1
いちき串木野市区	1	1				
南さつま市区	1	1				
志布志市・曾於郡区	1	1				
奄美市区	2	2				
南九州市区	1	1				
伊佐市区	1	1				
姶良市区	2		1			1
薩摩郡区	1	1				
肝属郡区	1	1				
大島郡区	2	2				
計	51	34	7	3	1	6

(5) 当選回数別会派等別議員数

(令和7年4月1日現在)

会派等 当選回数	自 民	県 民 連 合	公 明	共 産	無 所 属	計	構成比 (%)
1 回	5 (2)	3 (1)	1		4 (3)	13 (6)	25.5
2 回	5 (1)		1	1		7 (1)	13.7
3 回	6 (1)	1			2 (1)	9 (2)	17.7
4 回	4	2				6	11.8
5 回	4	1 (1)	1			6 (1)	11.8
6 回	3					3	5.9
7 回	4					4	7.8
8 回	1					1	1.9
9 回							0.0
10 回	2					2	3.9
計	34 (4)	7 (2)	3	1	6 (4)	51 (10)	100.0
構成比 (%)	66.7	13.7	5.9	1.9	11.8	100.0	

※ () 女性議員の内数

(6) 年齢別会派等別議員数

(令和7年4月1日現在)

会派等 区 分	自 民	県 民 連 合	公 明	共 産	無 所 属	計	構成比 (%)
20 歳 代							
30 歳 代							
40 歳 代	9	1	1			11	21.6
50 歳 代	6	2	1		3	12	23.5
60 歳 代	11	3	1	1	2	18	35.3
70 歳 代	7	1			1	9	17.7
80 歳 代	1					1	1.9
計	34	7	3	1	6	51	100.0
構成比 (%)	66.7	13.7	5.9	1.9	11.8	100.0	

平均年齢 59.2歳

(7) 委員名簿

令和7年4月1日現在

◎委員長 ○副委員長

総務警察委員会		産業経済委員会	総合政策建設委員会	文教観光委員会	環境厚生委員会	議会運営委員会	特別委員会	海外経済交流促進等
◎ しらいし 誠	◎ 寿 はじめ	◎ 池 畑 知 行	◎ 岩 重 あ や	◎ 森 昭 男	◎ おさだ 康 秀	◎ 鶴 田 志 郎		
○ 元 山 ひさや	○ 本 田 しずか	○ 内 田 一 樹	○ 角 野 毅	○ 松 山 さおり	○ 秋 丸 健一郎	○ 上 山 貞 茂		
村 野 俊 作	いぬぶし 浩幸	宇 都 恵 子	湯 浅 慎太郎	平 原 志 保	松 山 さおり	いぬぶし 浩幸		
小 川 みさ子	秋 丸 健一郎	たいら 行 雄	橋 口 住 眞	柴 立 鉄 平	池 畑 知 行	宇 都 恵 子		
郷 原 拓 男	伊 藤 浩 樹	いわけ 仁子	宝 来 良 治	中 村 素 子	しらいし 誠	村 野 俊 作		
田 畑 浩一郎	おさだ 康 秀	上 山 貞 茂	瀬戸口 三 郎	東 清 剛	中 村 素 子	橋 口 住 眞		
ふくし山ノブスケ	前 野 義 春	西 村 協	松 田 浩 孝	西 高 悟	上 山 貞 茂	角 野 毅		
藤 崎 剛	園 田 豊	大久保 博 文	寺 田 洋 一	柳 誠 子	大久保 博 文	柴 立 鉄 平		
外 薮 勝 蔵	小園 しげよし	禧 久 伸一郎	永 井 章 義	吉 厚 宏	西 高 悟	しらいし 誠		
田之上 耕 三	松 里 保 廣	鶴 田 志 郎	鶴 薮 真佐彦	日 高 滋	藤 崎 剛	郷 原 拓 男		
		山 田 国 治			松 田 孝 浩	おさだ 康 秀		
					禧 久 伸一郎	寺 田 洋 一		
					吉 留 厚 宏	松 里 保 廣		
					山 田 国 治			
【定数：10人】	【定数：10人】	【定数：11人】	【定数：10人】	【定数：10人】	【定数：10人】	【定数：14人】	【定数：13人】	

(8) 議員名簿

令和7年4月1日現在

氏 名	会派等	生年月日	住 所	電 話	
いぬぶし ひろゆき 浩幸	無 所 属	昭49. 11. 2	〒899-5432 始良市宮島町20-2	0995	65-2355 67-2330 (FAX)
う 都 恵 子	県民連合	昭57. 10. 30	〒891-0112 鹿児島市魚見町119-14-102	080 050	9534-0790 3588-1630 (FAX)
ほん だ 田 しずか	自由民主 党県議団	昭57. 1. 13	〒892-0871 鹿児島市吉野町3073-3	050 099	3204-2141 244-2141 (FAX)
うち だ かず き 内 田 一 樹	〃	昭53. 9. 16	〒895-0027 薩摩川内市西向田町6-32	0996	23-6600 23-6622 (FAX)
むら の しゅん さく 村 野 俊 作	公 明 党 県 議 団	昭51. 10. 13	〒891-0141 鹿児島市谷山中央3丁目 4664-2 2階	099	800-3159 800-3095 (FAX)
もと やま ひさや 元 山 ひさや	自由民主 党県議団	昭48. 12. 11	〒899-2502 日置市伊集院町徳重1603-39	099	273-8006 (FAX兼用)
あき まる けんいちろう 秋 丸 健一郎	県民連合	昭48. 1. 15	〒899-4351 霧島市国分新町1丁目19-15	0995 050	50-0880 3588-6760 (FAX)
ひら はら し ぼ 平 原 志 保	無 所 属	昭46. 6. 10	〒899-4201 霧島市霧島田口15	070	9103-1449
ゆ あさ しんたろう 湯 浅 慎太郎	県民連合	昭46. 4. 9	〒899-5241 始良市加治木町木田1247-1	080 0995	5227-9606 55-5398 (FAX)
まつ やま さおり 松 山 さおり	自由民主 党県議団	昭42. 3. 19	〒894-0005 奄美市名瀬佐大熊町15-11	0997	57-1739 57-1759 (FAX)
はし ぐち す ま 橋 口 住 真	無 所 属	昭38. 4. 2	〒899-0125 出水市黄金町391	090 0996	4437-6917 62-7218 (FAX)
すみ の たけし 角 野 毅	自由民主 党県議団	昭34. 10. 4	〒891-2105 垂水市松原町21-5	0994	32-2126 (FAX兼用)
お がわ みさ子 小 川 みさ子	無 所 属	昭27. 9. 14	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6丁目20-19	090	3016-0074
いわ しげ あ や 岩 重 あ や	自由民主 党県議団	昭53. 8. 27	〒890-0007 鹿児島市伊敷台1丁目28-6	099	295-0976 295-0986 (FAX)
いけ はた とも ゆき 池 畑 知 行	〃	昭56. 10. 15	〒895-2513 伊佐市大口上町35-2-1F	0995	23-0015 28-8080 (FAX)
しば たて てっ べい 柴 立 鉄 平	〃	昭54. 12. 7	〒890-0045 鹿児島市武3丁目35-1 シティフォレスト武町806	099	254-3334 254-7954 (FAX)
しらいし まこと しらいし 誠	〃	昭53. 11. 12	〒895-1812 薩摩郡さつま町虎居町5-6	0996	53-4505 29-5400 (FAX)
ことぶき はじめ 寿 はじめ	〃	昭48. 11. 20	〒891-8327 大島郡伊仙町犬田布1632	050	3172-4918 (FAX)
もり あき お 森 昭 男	公 明 党 県 議 団	昭47. 9. 24	〒890-0082 鹿児島市紫原6丁目3-3 チェリーヒルズ201号	099	230-7856 230-7204 (FAX)
たいら ゆき お たいら 行 雄	日本共産 党県議団	昭34. 11. 5	〒891-0150 鹿児島市坂之上2丁目33-48	099	262-5333 286-3977 (FAX)
ごう はら たく お 郷 原 拓 男	自由民主 党県議団	昭52. 8. 23	〒893-0065 鹿屋市郷之原町12678-1	0994	45-7801 44-6715 (FAX)
た ばた こういちろう 田 畑 浩一郎	〃	昭51. 3. 18	〒891-0703 南九州市顚娃町御領699	0993	36-2818 36-1018 (FAX)
いわしげ さとこ 仁子	無 所 属	昭49. 1. 27	〒890-0055 鹿児島市上荒田町7-11	099	219-3450 219-3451 (FAX)
なか むら もと こ 中 村 素 子	自由民主 党県議団	昭47. 7. 20	〒899-1131 阿久根市脇本9240-4	0996	75-0086 79-3482 (FAX)
ほう らい よし はる 宝 来 良 治	〃	昭43. 10. 5	〒890-0065 鹿児島市郡元2丁目 12-1 3F	099	230-7210 230-7212 (FAX)
い とう こう き 伊 藤 浩 樹	〃	昭40. 1. 8	〒899-0203 出水市上鯖淵37-1	0996	63-2447 (FAX兼用)

氏 名	会派等	生年月日	住 所	電 話	
うえ やま さだ しげ 上 山 貞 茂	県民連合	昭37. 6. 24	〒892-0811 鹿児島市玉里団地2丁目61-18	099	248-7904 (FAX兼用)
ひがし きよ たけ 東 清 剛	無 所 属	昭36. 8. 18	〒899-2502 日置市伊集院町徳重1丁目16-14	099	273-2313 248-7355 (FAX)
にし むら きょう 西 村 協	自由民主 党県議団	昭28. 12. 24	〒898-0033 枕崎市宮前町166	0993	72-0454 73-1800 (FAX)
おさだ やす ひで おさだ 康 秀	〃	昭52. 12. 18	〒891-0116 鹿児島市上福元町3500-1	099	266-0321 296-1214 (FAX)
おおくぼ ひろ ふみ 大久保 博 文	〃	昭39. 4. 3	〒893-1603 鹿屋市串良町岡崎2858	0994	63-3012
にし たか さとる 西 高 悟	〃	昭35. 1. 2	〒899-7309 曽於郡大崎町井俣2698	099	475-1080 (FAX兼用)
ふくしやま ノブスケ ふくし山 ノブスケ	県民連合	昭33. 5. 5	〒890-0081 鹿児島市唐湊3丁目17-7	099	259-0216 (FAX兼用)
まえの 野 よし ける 前 野 義 春	〃	昭28. 3. 10	〒893-0032 鹿屋市川西町2453-15	0994	41-3688 44-6849 (FAX)
せとぐち さぶ ろう 瀬戸口 三 郎	自由民主 党県議団	昭27. 10. 12	〒899-8421 曽於市大隅町大谷5761-2	099	484-1523 (FAX兼用)
その だ ゆたか 園 田 豊	〃	昭35. 3. 6	〒897-1301 南さつま市笠沙町片浦3097	0993	63-0017 52-7319 (FAX)
やなぎ せい こ 柳 誠 子	県民連合	昭35. 8. 7	〒892-0853 鹿児島市城山町3-24 Fステージ城山501号	099	225-3538 (FAX兼用)
ふじ さき たけし 藤 崎 剛	自由民主 党県議団	昭48. 11. 25	〒890-0002 鹿児島市西伊敷2丁目26-1	099	246-1190 246-1194 (FAX)
まつ だ ひろ たか 松 田 浩 孝	公 明 党 県 議 団	昭39. 12. 20	〒890-0016 鹿児島市新照院町7-8	099	222-1507 (FAX兼用)
き く しんいちろう 楢 久 伸一郎	自由民主 党県議団	昭31. 10. 12	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4305 コンビラハイツ203	099	206-8292 (FAX兼用)
てら だ よう いち 寺 田 洋 一	〃	昭28. 10. 16	〒891-0104 鹿児島市山田町1354	099	264-7152 265-6205 (FAX)
こぞの 小園 しげよし 小園 しげよし	〃	昭33. 2. 5	〒891-0311 指宿市西方1597-4	0993	27-1188 27-1189 (FAX)
なが い あき よし 永 井 章 義	〃	昭32. 2. 25	〒894-0024 奄美市名瀬井根町4-27	0997	53-3077 69-4688 (FAX)
よし ども あつ ひろ 吉 留 厚 宏	〃	昭36. 8. 30	〒896-0022 いちき串木野市緑町131	0996	33-2178 (FAX兼用)
つる ぞの まさひこ 鶴 菌 真佐彦	〃	昭28. 9. 1	〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名4450	0996	44-3616 44-4614 (FAX)
つる た し ろう 鶴 田 志 郎	〃	昭32. 12. 29	〒893-1207 肝属郡肝付町新富399-1	0994	65-5666 65-5663 (FAX)
ひ だか しげる 日 高 しげる	〃	昭29. 1. 24	〒891-4404 熊毛郡屋久島町尾之間977-3	0997	47-2311 47-2317 (FAX)
ほか ぞの かつ ぞう 外 菌 勝 蔵	〃	昭26. 12. 18	〒895-0067 薩摩川内市上川内町2993-1	0996	23-2247 23-2260 (FAX)
まつ ざと やす ひろ 松 里 保 廣	〃	昭32. 11. 28	〒891-3101 西之表市西之表10921-12	0997	23-4341 23-4313 (FAX)
やま だ く はる 山 田 国 治	〃	昭20. 9. 22	〒899-4312 霧島市国分山下町11-24	0995	45-2767 47-2935 (FAX)
たのうえ こう ぞう 田之上 耕 三	〃	昭18. 4. 20	〒899-5121 霧島市隼人町神宮4丁目1-35	0995	42-1498 43-2290 (FAX)

(9) 議席配置図

(令和7年4月1日現在)

(注) 上段数字は議席番号, 下段○数字は当選回数

51 柳 誠子 連⑤	50 松田 浩孝 公⑤	49 田之上耕三 自⑩	48 山田 国治 自⑩	47 松里 保廣 自⑧	46 外 蘭 勝蔵 自⑦	45 日 高 滋 自⑦	44 鶴 田 志郎 自⑦	43 鶴 蘭 真彦 自⑦	42 吉 留 厚宏 自⑥	41 小 園 よししげ 自⑥	40 永 井 章義 自⑥
	29 しふ山く スノ ケブ 連④	30 前 野 義春 連④	31 東 清剛 無③	32 おさだ康秀 自④	33 大久保博文 自④	34 西 高 悟 自④	35 瀬戸口三郎 自④	36 寺 田 洋一 自⑤	37 藤 崎 剛 自⑤	38 園 田 豊 自⑤	39 禧久伸一郎 自⑤
28 上 山 貞茂 連③	27 森 昭男 公②	26 たいら行雄 共②	25 しいげわ仁子 無③	24 西 村 協 自③	23 伊 藤 浩樹 自③	22 宝 来 良治 自③	21 中 村 素子 自③	20 田 畑 浩一郎 自③	19 郷 原 拓男 自③		
8 湯 浅 慎太郎 連①	9 平 原 志保 無①	10 橋 口 住真 無①	11 小川みさ子 無①	12 松山さおり 自①	13 角 野 毅 自①	14 岩 重 あや 自②	15 池 畑 知行 自②	16 柴 立 鉄平 自②	17 いしら 誠 自②	18 寿 はじめ 自②	
7 秋 丸 健一郎 連①	6 宇 都 恵子 連①	5 村 野 俊作 公①	4 ぶいしぬ浩幸 無①		● 質 問 者 席			3 元 山 ひさや 自①	2 本 田 しずか 自①	1 内 田 一樹 自①	
執 行 部				速 記				執 行 部			
執 行 部				演 壇				執 行 部			
執 行 部				議事課長 議長 事務局長				執 行 部			

自：自由民主党鹿児島県議会議員団
 連：県民連合
 公：公明党鹿児島県議団
 共：日本共産党鹿児島県議団
 無：無所属

4 議会の運営

(1) 定例会・臨時会

ア 招集

定例会の回数は、条例で年４回と定められており、おおむね、２月、６月、９月及び１１月に招集される。

臨時会は、必要がある場合において、付議すべき事件を告示して招集される。

イ 会期

会期は、議会運営委員会において協議し、毎会期の初めに議会の議決で決定する。なお、会期の延長は、議会運営委員会において協議し、議会の議決で決定する。

定例会等の開会状況

区 分		令和６年 第２回 定例会	令和６年 第３回 定例会	令和６年 第４回 定例会	令和７年 第１回 定例会
会 期		２ ３ (5.27～ 6.18)	２ ８ (9.12～10.9)	２ ３ (11.28～12.20)	３ ７ (2.19～3.27)
本 会 議 日 数		７	８	７	１ ０
議 案 件 数		１ ９	２ ０	３ ３ (３)	６ ８
審 議 結 果	可 決	１ ３	１ ５	３ ０	６ ５
	否 決				
	同 意	３	１	１	３
	認 定			(３)	
	継続審査		３		
	承 認	３	１	２	
	答申議決				
意見 書等	可 決	２	４	２	４
	否 決		３		

(注) () 書は前回からの継続審査分で外書

(2) 本会議

ア 会議時間

午前 10 時から午後 5 時までとなっており、議事の都合によってはこれを繰り上げ、又は延長することができる。

なお、本会議の開始（再開を含む。）は、ブザーと放送を併用して通報される。

イ 会議の順序（会期中の日程）

原則として次のとおりであるが、一部省略されることがある。

本 会 議	開会宣言－開議宣告－会議録署名議員の指名 －会期の決定－会期日程の決定－諸般の報告 －議案等の上程－知事の提案理由説明－代表質問－ 一般質問－議案等の委員会付託
各 常 任 委 員 会	付託議案，請願・陳情の審査－所管事務の調査
各 特 別 委 員 会	付託事項の審査・調査
本 会 議	委員長報告－質疑－討論－表決－閉会宣言

ウ 説明のための出席者

- ・ 知事，副知事，警察本部長，教育長，県立病院事業管理者，各部長（危機管理防災局長を含む。），男女共同参画局長，子ども政策局長，地域政策総括監，本港区まちづくり総括監及び会計管理者には，本会議開催日は常時出席を要求する。
- ・ 各行政委員会の長には，開会初日及び質問通告のあった日の出席を，また，各事務局長には，本会議開催日は常時出席を要求する。
- ・ 議会運営委員会が議会運営上支障がないと認めた場合は，上記・及び・にかかわらず，必要最小限の者の出席を要求する。

エ 議案等の上程

議案は，開会日の開議前に議長の報告等とともに，あらかじめ議席に配布（令和 6 年第 3 回定例会からは，タブレットでも閲覧可能）し，一括上程され，知事から提案理由の説明が行われる。

なお，会期の途中において，知事が議案の追加提案をしようとする場合においては，議会運営委員会に諮り，本会議に上程される。

また，議員が議案（決議・意見書等を含む。）を提出する場合も議会運営委員会に諮り，本会議に上程される。

請願・陳情は，一般質問初日（一般質問初日に代表質問もある場合は，次の一般質問の日）に請願・陳情文書表が配付され，これに基づき所管の委員会に付託される。

オ 質問

発言は，あらかじめ発言通告書を提出した者に対し，議長がこれを許可する。

・ 代表質問

代表質問は，交渉団体（議会内で 3 人以上の所属議員を有する会派）である会派において実施するものとし，質問の順序は多数会派の順とされている。

なお，質問時間は答弁を含め 1 人当たり 120 分以内（質問時間 70 分以内，答弁時間 50 分以内）とされている。

・ 一般質問

一般質問は、各定例会毎に会派等別質問者数が定められており、質問時間は答弁を含め、1人当たり60分以内とされている。

質問順序は、開会日前の議会運営委員会終了後各会派等の順番枠を決定し、代表質問初日の午前の本会議終了30分後までに各会派等の代表者は、質問議員名及び順番を議会運営委員長に届けることとされている。

ただし、公明の第2回及び第4回定例会、並びに共産及び無所属の1人の第1回及び第3回定例会の質問は、一般質問の冒頭に行うものとし、共産及び無所属のその順序は、協議することとされている。

カ 議案等の委員会付託

- ・ 一般会計予算（当初）……予算特別委員会に付託
- ・ 一般会計予算（補正）
 - a 歳入歳出予算……歳入予算は総務警察委員会に付託、歳出予算は関係常任委員会に分割付託
 - b 債務負担行為……関係常任委員会に分割付託
 - c 地方債、一時借入金、歳出予算の流用……総務警察委員会に付託
 - d 継続費、繰越明許費……関係常任委員会に分割付託
- ・ 特別会計予算（当初）……予算特別委員会に付託
- ・ 特別会計予算（補正）……関係常任委員会に付託
- ・ その他の議案……関係常任委員会に付託
- ・ 決算認定議案……決算特別委員会に付託
- ・ 請願・陳情……関係常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に付託

キ 委員会報告書及び委員長の報告

委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を議長に提出し、委員長は、本会議において審査の経過及び結果を口頭で報告する。

ク 表決

通常、議案等の採決については、各会派等から提出される議案等賛否通告書により、採決区分表を作成し、これにより全会派等異議のないものは簡易採決とし、異議のあるものは起立又は投票による採決を行っている。

また、請願・陳情についても、議案等に準じた取扱いをしている。

(3) 常任委員会

ア 名称、委員定数及び所管事項

名 称	定 数	所 管 事 項
総務警察委員会	10人	(1) 総務部（教育に関する事項を除く。）の分掌に属する事項 (2) 危機管理防災局の分掌に属する事項 (3) 出納局の分掌に属する事項 (4) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (5) 人事委員会の所管に属する事項 (6) 監査委員の所管に属する事項 (7) 公安委員会の所管に属する事項 (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

名 称	定 数	所 管 事 項
産業経済委員会	10人	(1) 商工労働水産部の分掌に属する事項 (2) 農政部の分掌に属する事項 (3) 労働委員会の所管に属する事項 (4) 海区漁業調整委員会の所管に属する事項 (5) 内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
総合政策建設委員会	11人	(1) 総合政策部の分掌に属する事項 (2) 土木部の分掌に属する事項 (3) 収用委員会の所管に属する事項 (4) 工業用水道部の所管に属する事項
文教観光委員会	10人	(1) 観光・文化スポーツ部の分掌に属する事項 (2) 教育委員会の所管に属する事項 (3) 総務部（教育に関する事項に限る。）の分掌に属する事項
環境厚生委員会	10人	(1) 環境林務部の分掌に属する事項 (2) 保健福祉部の分掌に属する事項 (3) 県立病院局の所管に属する事項

イ 委員の選任方法

委員は、議長が会議に諮って指名する。

なお、委員の選出に当たっては、会派等ごとの枠を割振り、各会派等で選出された者を指名する扱いとなっている。

ウ 委員の任期

委員の任期は、選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとなっている。ただし、後任者が選出されるまでは在任し、また、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっている。

エ 正副委員長の選任方法及び任期

正副委員長は、委員会において互選し、その任期は、委員の任期による。

オ 審査及び調査

委員会は、本会議から付託された議案、請願等を審査し、所管事務の調査を行う。

(4) 議会運営委員会

ア 所管事項

委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- ・ 議会の運営に関する事項
- ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・ 議長の諮問に関する事項

イ 委員及び正副委員長の選任方法及び任期

常任委員会に同じ。

ウ 構成

交渉団体（議会内で３人以上の所属議員を有する会派）から選出された委員 14 人をもって組織されている。なお、正副議長は委員会に出席し発言することができる。また、交渉団体以外の会派等の代表者は、議会運営委員会が認める者に限りオブザーバーとして委員会に出席し発言することができる。

会派別委員数及びオブザーバー数

定数	自民	県民連合	公明	オブザーバー
14人	11人	2人	1人	共産 1人 無所属 1人

(5) 特別委員会

ア 名称等

・ 決算特別委員会

決算認定議案の審査のため、第３回定例会で設置され、閉会中委員会の審査を経て第４回定例会で結果を報告することが例となっている。

・ 予算特別委員会

翌年度の当初予算に関する調査及び予算議案の審査のため、第４回定例会で設置され、第１回定例会での概要調査、一問一答式の総括予算審査、各常任委員会に調査を依頼する部局別予算審査、採決を経て、結果を報告することが例となっている。

・ 海外経済交流促進等特別委員会

海外経済交流の促進等に関する調査のため、令和５年６月２２日に設置された。

イ 委員及び正副委員長の選任方法

常任委員会に同じ。

(6) 災害対策協議会

台風、火災等による災害復旧促進のため調査・審議し、必要に応じ全員協議会に諮り、その対策を講ずるため設置されているもので、委員 18 人（正副議長、議会運営委員会の委員及び同オブザーバー）で構成されている。

協議会の構成運営等については、災害対策協議会設置要綱、災害対策協議会運営要領に定められている。

(7) 桜島火山対策協議会

桜島の火山活動に対応し、地域住民の生活の維持及び安全の確保を図るため、その対策について緊急に協議するため設置されているもので、委員 18 人で構成されており、正副会長には正副議長が充てられている。

協議会の構成運営等については、桜島火山対策協議会設置要綱（平成２年７月９日制定）に定められている。

(8) 会議録

ア 本会議

本会議の議事は、速記法によって速記し、会議録を調製・印刷の上、次の定例会のおおむね開会日 3 日前までに各議員に配布している。

イ 委員会

開会中の委員会（議会運営委員会を除く。）の会議録は、速記法等によって速記し、会議録を調製・印刷の上、次の定例会の初日に各議員に配布（令和 6 年第 2 回定例会分からは、タブレットでも閲覧可能）している。

なお、閉会中の委員会の会議録は、原則として書記による要点記録である。

(9) 請願・陳情

ア 請願書の処理

・ 記載事項等

請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び、請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名し又は記名押印の上、議長に提出する。

請願の趣旨は、議会に対して何を望んでいるのか、具体的に分かりやすくおおむね 1,500 字以内で記載する。

なお、請願書には、紹介する議員の署名又は記名押印を必要とする。

・ 提出期限

議会開会日の 2 日前までに受理されたものについては当該定例会で、その後受理されたものについては次の定例会で、審査される。

・ 処理

委員会は、請願について審査の結果を、次の区分により議会に報告しなければならない。

a 採択すべきもの

b 不採択とすべきもの

また、委員会において、採択・不採択の結論を得られなかったものは、議長に継続審査事件の申出を行い、議会の議決により閉会中の継続審査事件として審査することができる。

イ 陳情書の処理

陳情書は、請願書の例により処理されている。

ただし、委員会付託日から 1 年を経過したものについては、採択又は不採択の結論を出すように努めるが、どうしても結論が得られない場合は、審議未了の扱いにすることができる。

ウ 提出者への処理結果の通知

請願書等の処理結果については、提出者に通知する。

請願・陳情処理状況

区 分		令和 6 年 第 2 回定例会	令和 6 年 第 3 回定例会	令和 6 年 第 4 回定例会	令和 7 年 第 1 回定例会
請 願 ・ 陳 情	採 択		1	2	1
	不 採 択	8	3 1		
	継 続	1 1	2 4	2 9	3 5
	一 部 { 採 択 不採択				
	一 部 { 採 択 継 続		1		
	一 部 { 不採択 継 続				
	一 部 { 採 択 不採択 継 続				
	取 下 げ		2	1	1
陳 情	審 議 未 了		8	2	

(10) 傍聴

ア 本会議

本会議の傍聴は、傍聴券の交付を受けて行うことになっており、傍聴券は所定の場所で先着順に交付される。

傍聴席に余裕がなくなったとき及び議長が必要があると認めたときは、入場を制限する。

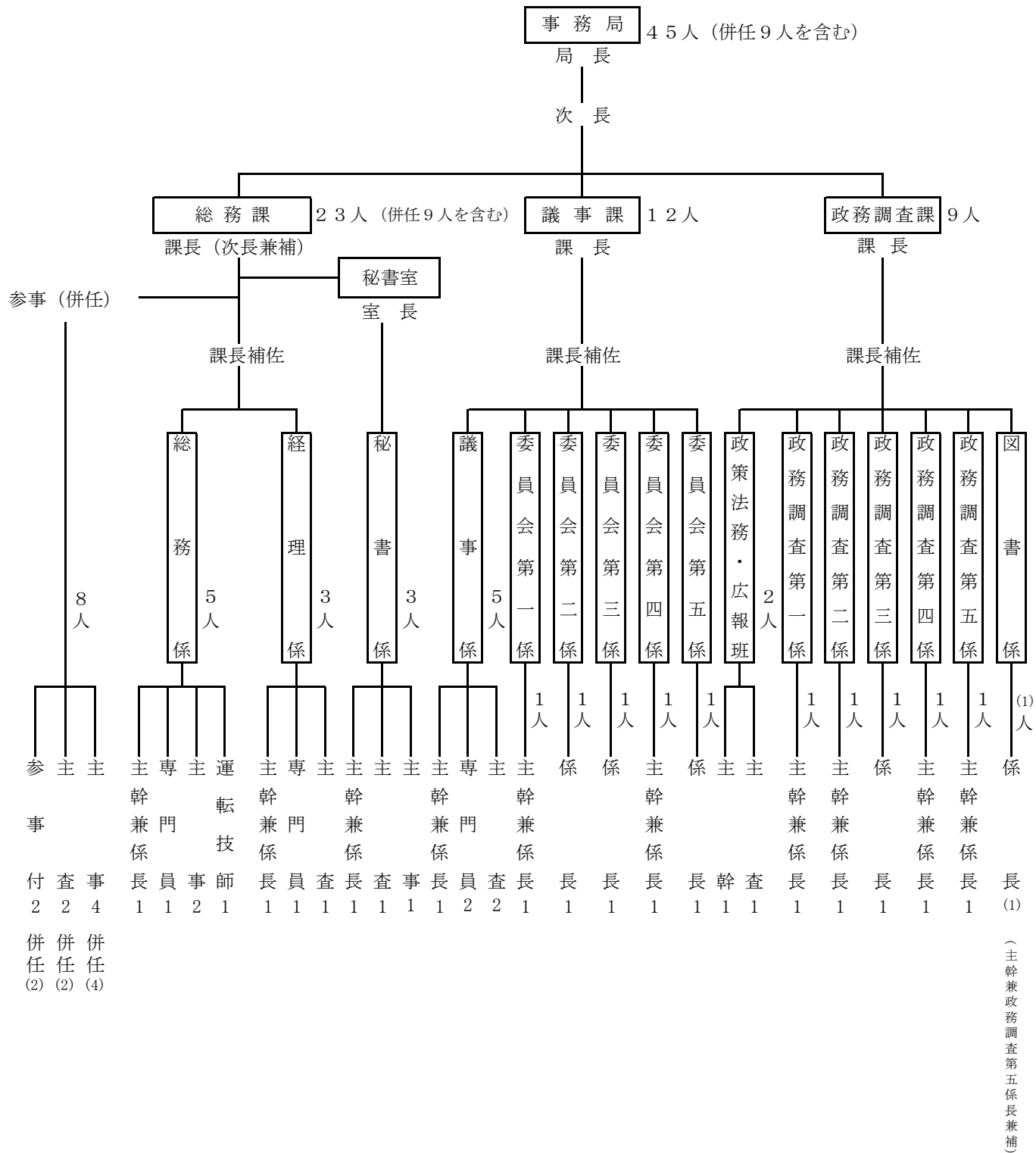
県政記者、カメラマンについては、原則として記者席における撮影を許可したものとして扱う。

イ 委員会

委員会の傍聴は、本会議に準ずる扱いとなっている。

5 議会事務局(令和7年4月1日現在)

(1) 議会事務局の機構



※ () 書きは、兼補・併任職員で内書き。

(2) 分掌事務

課 名	分 掌 事 務
総 務 課	(1) 一般庶務事務に関すること。 (2) 職員の任免，賞罰，身分その他人事に関すること。 (3) 職員の給与及び勤務条件に関すること。 (4) 職員の服務に関すること。 (5) 議員及び職員の福利厚生に関すること。 (6) 議員派遣及びこれに係る取りまとめに関すること。 (7) 政治倫理審査会に関すること。 (8) 議員の資産等の公開に関すること。 (9) 政務活動費に関すること。 (10) 国際交流協力に関すること。 (11) 個人情報保護に関すること。 (12) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関すること。 (13) 事務局関係諸規程の制定又は改廃に関すること。 (14) 公印の保管及び取扱いに関すること。 (15) 文書事務に関すること。 (16) 予算，決算及び会計に関すること。 (17) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。 (18) 議会庁舎の維持及び管理に関すること。 (19) 公用自動車の管理及び運営に関すること。 (20) 物品の出納及び保管に関すること。 (21) 事務局各課の連絡調整に関すること。 (22) 県議会と県民との意見交換会に関すること。 (23) 関係都道府県議会の協議会等に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。 (24) 他課の所管に属しないこと。 (25) 議員連盟に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。
秘 書 室	(1) 秘書事務に関すること。 (2) 鹿児島県議会議員表彰及び自治功労者表彰に関すること。 (3) 礼遇議員に関すること。 (4) 栄典事務に関すること。 (5) 議長，副議長，議長代理の費用弁償に関すること。 (6) 議員連盟に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。
議 事 課	(1) 本会議に関すること。 (2) 全員協議会に関すること。 (3) 常任委員会及び特別委員会に関すること。 (4) 議会運営委員会に関すること。 (5) 会議録に関すること。 (6) 請願陳情に関すること。 (7) 議決事項の処理に関すること。 (8) 議事例規に関すること。 (9) 議会傍聴に関すること。

課 名	分 掌 事 務
議 事 課	(10) 公聴会に関すること。 (11) 災害対策協議会及び桜島火山対策協議会に関すること。 (12) 関係都道府県議会の協議会等に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。 (13) 議員派遣に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。 (14) 議長会及び事務局長会に関すること。 (15) 各種審議会委員等の選任に関すること。 (16) 議員の身分に関すること。 (17) 議会時報の発行に関すること。 (18) 議員連盟に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。
政務調査課	(1) 県政に係る調査に関すること。 (2) 国、都道府県その他に係る調査に関すること。 (3) 特命による調査に関すること。 (4) 常任委員会及び特別委員会の事務補助に関すること。 (5) 議員派遣に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。 (6) 資料の収集、整理及び保管に関すること。 (7) 情報の収集、整理及び保管に関すること。 (8) 議会と県政（４か年の歩み）その他特定刊行物の発行に関すること。 (9) 図書の選定及び収集に関すること。 (10) 図書の整理及び保管に関すること。 (11) 収集図書及び資料の情報提供並びにレファレンスサービスに関すること。 (12) 図書及び資料の閲覧又は貸出しに関すること。 (13) 専門図書館協議会に関すること。 (14) 第９号から前号までに掲げるもののほか、図書室に関すること。 (15) 政策提言及び議員提出政策条例に関すること。 (16) 情報公開に関すること。 (17) 議会広報に関すること。 (18) 議員の海外行政研修視察に関すること。 (19) 関係都道府県議会の協議会等に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。 (20) 議員連盟に関すること（事務局長が指示するものに限る。）。

(3) 各種刊行物等

名 称	発行回数	発行部数	所 管
議会提要	４年に１回	１９０部	議事課
議会の概要	年１回	３５０部	政務調査課
議会と県政	４年に１回	２５０部	政務調査課
県議会だより	年２回	約７１０、０００部／回	政務調査課
県議会だより （点字版・音声版）	年２回	点字版 ２６０部／回 音声版 ２００本／回	政務調査課
県議会ホームページ ※	随時	—	政務調査課

※アドレス <https://www.pref.kagoshima.jp/gikai/>

(4) 議会図書室

ア 沿革

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の定めるところにより、昭和25年1月1日付けで議会に附置され、議会図書室規程により運営されている。

イ 面積

図書室 174.00㎡

議員閲覧個室 68.15㎡（5室）

書庫（移動式書架設置）66.27㎡

ウ 図書蔵書数（令和7年3月末現在）

21,080冊

エ 利用状況（令和6年度）

区 分	利 用 者 数	貸 出 冊 数
議 員	4 6 9 人	1 5 6 冊
事 務 局 職 員	4 7 3 人	8 5 冊
執 行 部 職 員	4 7 3 人	1 0 5 冊
そ の 他	3 4 9 人	—
計	1, 7 6 4 人	3 4 6 冊

(5) 議会の予算

（単位：千円）

目	事 業 名	令 和 6 年 度 当 初 予 算	令 和 7 年 度 当 初 予 算	備 考
議 会 費	議 員 報 酬	644,165	646,569	期末手当を含む
	議 員 費 用 弁 償	66,384	73,520	
	議 会 運 営 費	341,722	420,786	
	計	1,052,271	1,140,875	
事 務 局 費	職 員 給 与 費	255,338	272,568	
	事 務 局 運 営 費	70,523	79,099	
	計	325,861	351,667	
合 計		1,378,132	1,492,542	

6 議会庁舎

議会庁舎の概要

所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号 〒890-8577

竣工 平成8年9月

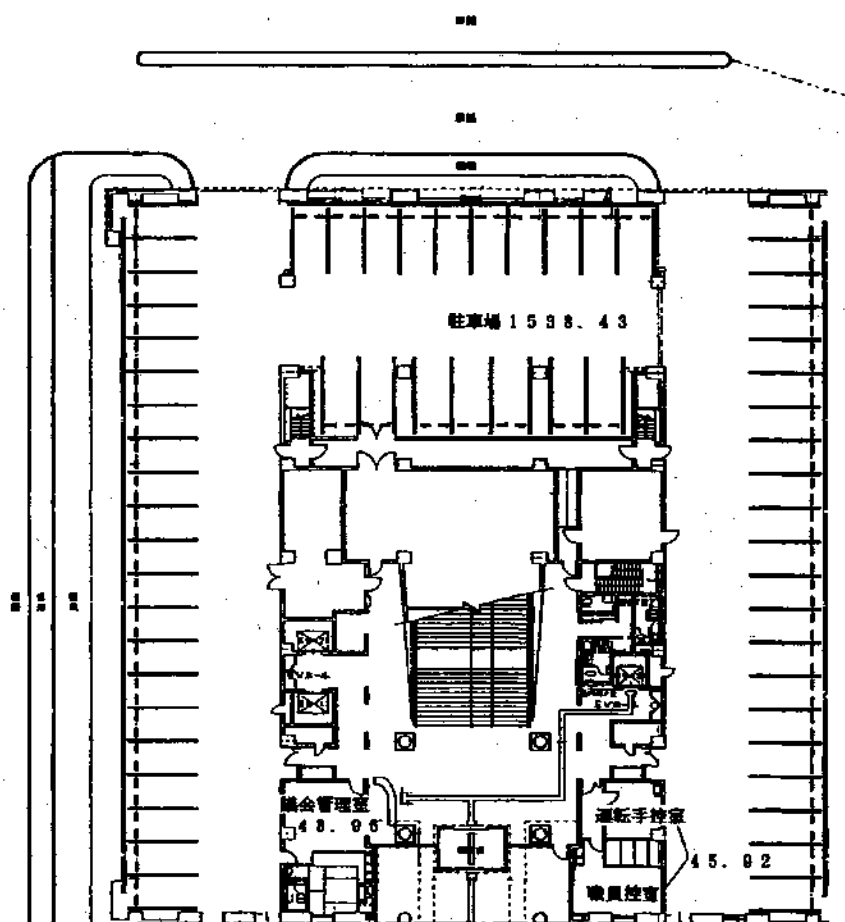
面積 建築面積 2,496.02㎡

延床面積 12,742.19㎡

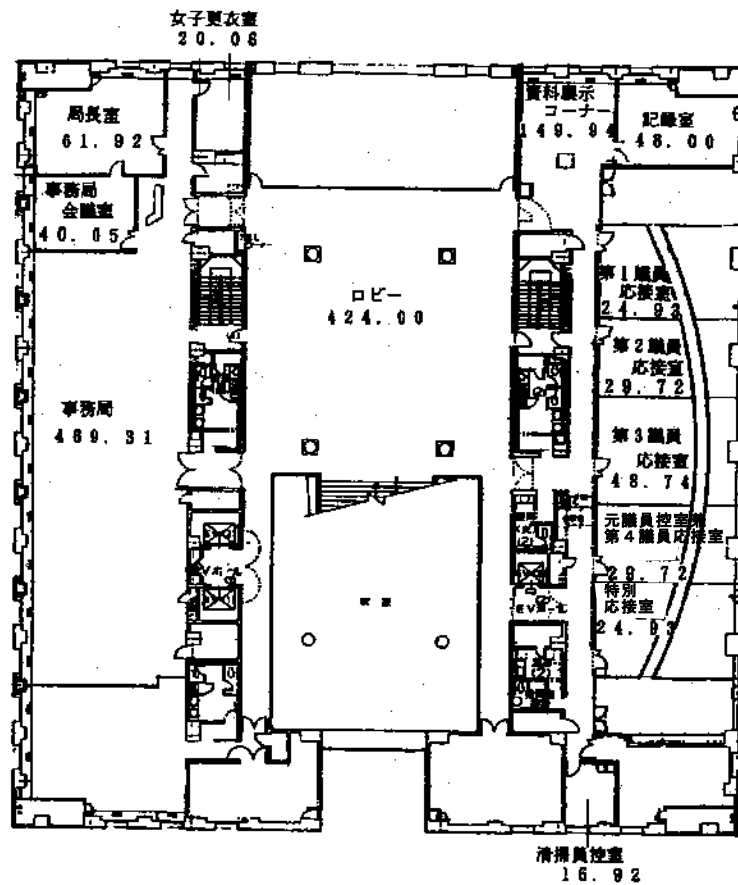
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

一部地下1階地上7階塔屋1階

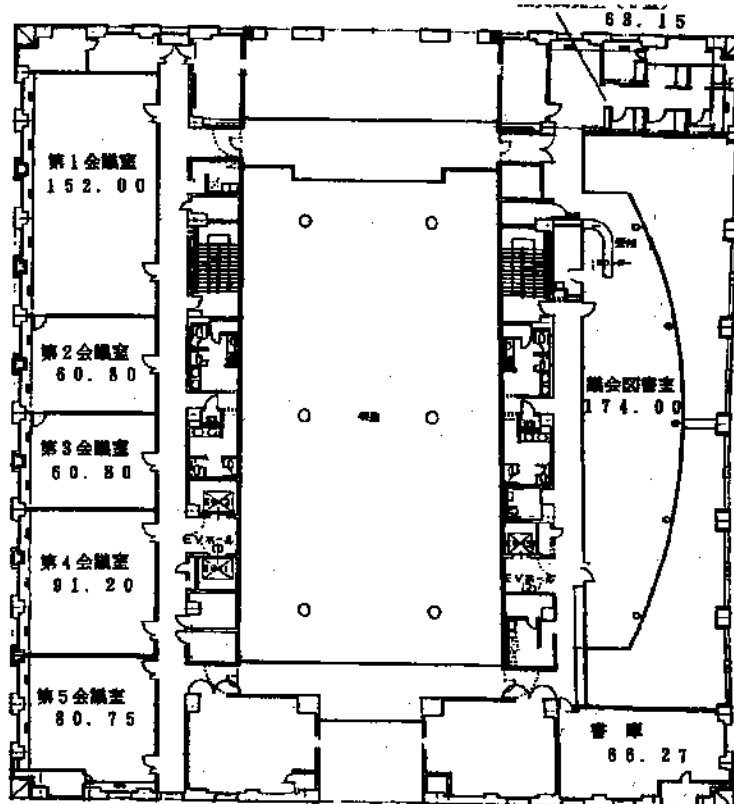
工費 5,856,065千円



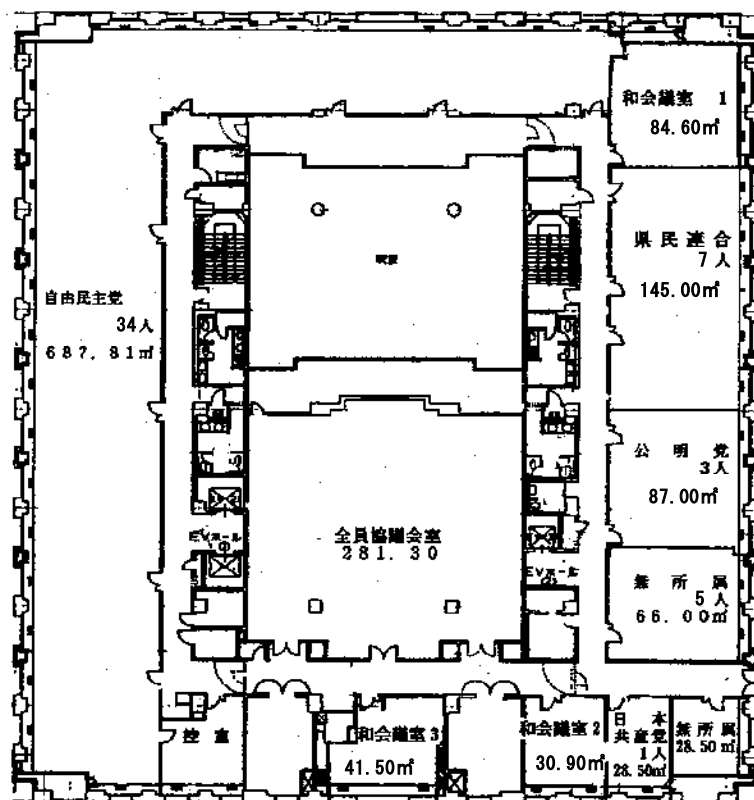
1階平面図



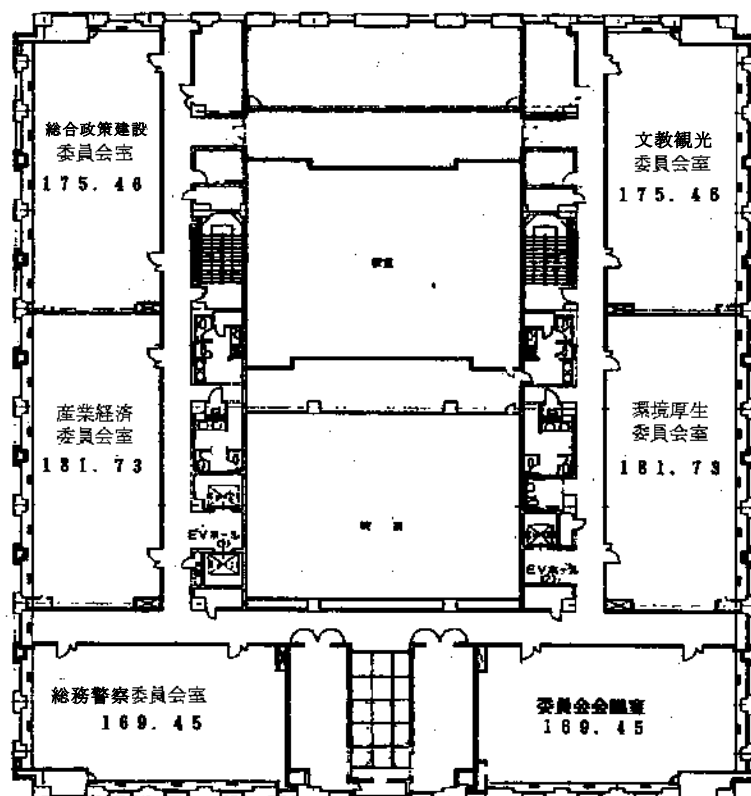
2階平面図



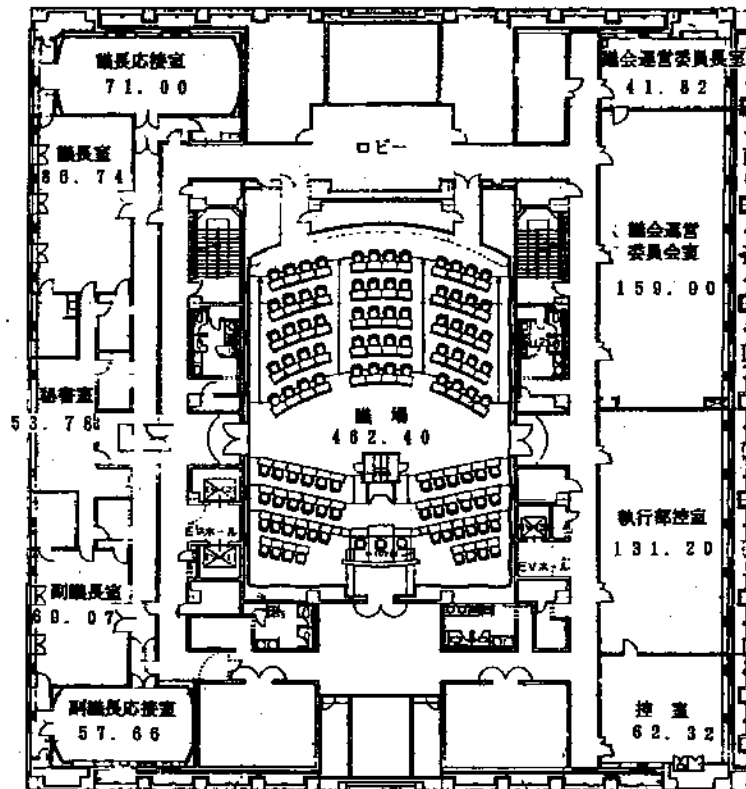
3階平面図



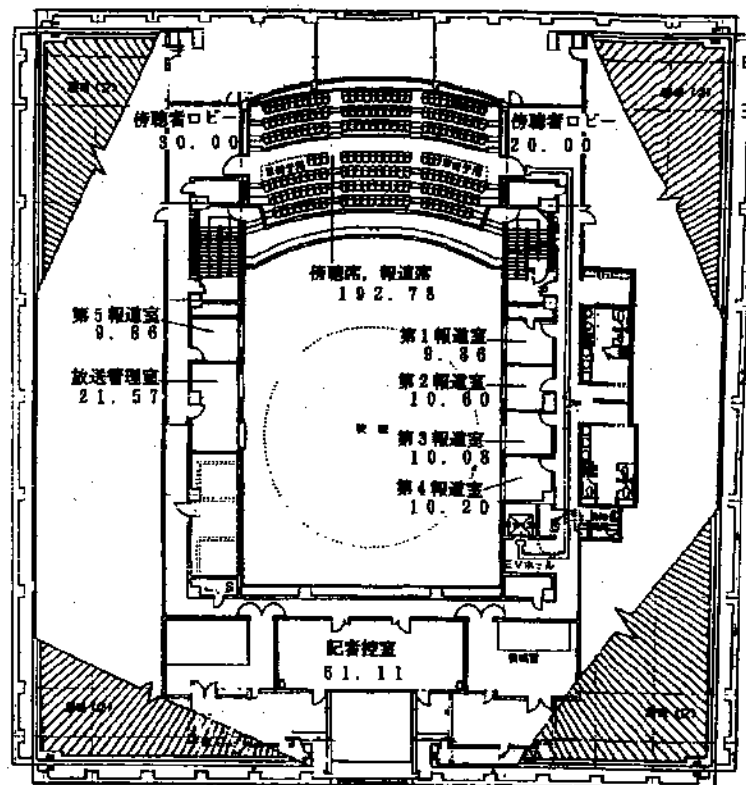
4階平面図



5階平面図



6階平面図



7階平面図

7 歴代正副議長及び知事名簿

(1) 歴代の正副議長

議長				副議長			
氏名		就任年月		氏名		就任年月	
野村綱		明治13.	5	柏田盛文		明治13.	5
野村綱		14.	4	川越進		14.	4
				柏田盛文		14.	5
宮里武夫		15.	3				
川越進		16.	2	柏田盛文		16.	2
柏田盛文		16.	8	山田海三		16.	8
柏田盛文		18.	3	本田省三		18.	3
柏田盛文		19.	11	大脇宗八郎		19.	11
西彦四郎		20.	6	折田兼至		20.	6
折田兼至		21.	4	西彦四郎		21.	4
折田兼至		23.	4	山田海三		23.	4
厚地政敏		23.	10				
鮫島相政		25.	3	平田二郎		25.	3
山崎良純		27.	4	樫山賛一		27.	4
鮫島相政		29.	3	山崎良純		29.	3
平田二郎		31.	11	奥田榮之進		31.	11
平田二郎		32.	11	池田惟貞		32.	11
奥田榮之進		35.	11	永田翁介		35.	11
奥田榮之進		36.	10	志々目藤彦		36.	10
奥田榮之進		40.	10	鮫島慶彦		40.	10
志々目藤彦		41.	11	西村種禮		41.	11
志々目藤彦		44.	10	兒玉好熊		44.	10
兒玉好熊		大正元.	11	永田哲二		大正元.	11
永田哲二		4.	10	日野辰次		4.	10
永田哲二		8.	11	日野辰次		8.	11
				岩切太郎吉		9.	7
山下卓馬		9.	11				
山下卓馬		12.	10	岩切太郎吉		12.	10
岩切太郎吉		昭和2.	10	奥亀一		昭和2.	10
				坂口壯介		6.	6
岩切太郎吉		6.	10				
坂口壯介		7.	9	前田慶吉		7.	9
坂口壯介		10.	10	前田慶吉		10.	10
坂口壯介		14.	10	中馬猪之吉		14.	10
中馬猪之吉		21.	12	有馬純		21.	12
有馬純		22.	6	岩松親義		22.	6
有馬純		22.	12	岩松親義		22.	12
増田静		24.	12	米山恒治		24.	12
米山恒治		26.	5	田中茂穂		26.	5
田中茂穂		27.	9	小牧次生		27.	9

議 長				副 議 長			
氏 名		就 任 年 月		氏 名		就 任 年 月	
田 中 茂 穂		昭和28.	5	大 西 榮 蔵		昭和28.	5
田 中 茂 穂		30.	5	大 西 榮 蔵		30.	5
米 山 恒 治		31.	12	大 坪 静 夫		31.	12
大 坪 静 夫		33.	3	日 高 廣 為		33.	3
大 坪 静 夫		34.	5	日 高 廣 為		34.	5
大 坪 静 夫		36.	5	日 高 廣 為		36.	5
				柴 立 芳 文		37.	3
大 坪 静 夫		38.	5	柴 立 芳 文		38.	5
				佐 多 宗 二		40.	3
大 坪 静 夫		40.	6	佐 多 宗 二		40.	6
柴 立 芳 文		42.	5	佐 多 宗 二		42.	5
柴 立 芳 文		44.	3	秋 丸 光 良		44.	3
佐 多 宗 二		46.	5	伊 集 院 忠 雄		46.	5
佐 多 宗 二		48.	3	井 上 吉 夫		48.	3
				小 里 貞 利		49.	3
佐 多 宗 二		50.	5	小 里 貞 利		50.	5
小 里 貞 利		50.	8	上 園 辰 己		50.	8
小 里 貞 利		54.	5	上 園 辰 己		54.	5
上 園 辰 己		54.	9	八 木 栄 一		54.	9
				鶴 藺 徳 三		56.	3
原 田 健 二 郎		58.	5	山 元 丈 次		58.	5
原 田 健 二 郎		62.	5	五 領 和 男		62.	5
五 領 和 男		平成元.	3	鶴 田 辰 巳		平成元.	3
橋 口 茂		3.	5	鶴 田 辰 巳		3.	5
鶴 田 辰 巳		5.	8	溝 口 宏 二		5.	8
鶴 田 辰 巳		7.	5	溝 口 宏 二		7.	5
溝 口 宏 二		9.	3	平 瀬 新 一 郎		9.	3
溝 口 宏 二		11.	5	増 留 貴 朗		11.	5
				川 原 秀 男		13.	3
溝 口 宏 二		15.	5	金 子 万 寿 夫		15.	5
川 原 秀 男		16.	3	森 義 夫		16.	3
金 子 万 寿 夫		17.	3	田 原 鉄 可		17.	3
				尾 辻 義		18.	3
金 子 万 寿 夫		19.	5	田 之 上 耕 三		19.	5
				山 田 国 治		20.	3
				中 村 眞 彦		21.	3
				柴 立 鉄 彦		22.	3
金 子 万 寿 夫		23.	5	池 畑 憲 一		23.	5
				た け 昭 一		24.	3
池 畑 憲 一		25.	3	日 高 滋		25.	3
				松 里 保 廣		26.	3
池 畑 憲 一		27.	5	外 藺 勝 蔵		27.	5
				鶴 田 志 郎		28.	3

議 長		副 議 長	
氏 名	就 任 年 月	氏 名	就 任 年 月
柴 立 鉄 彦	平成29. 3	前 原 尉	平成29. 3
外 蘭 勝 蔵	令和元. 5	大 園 清 信	30. 3
堀 之 内 芳 平		桑 鶴 勉	令和元. 5
田 之 上 耕 三	3. 3	堀 之 内 芳 平	2. 3
松 里 保 廣	5. 5	吉 留 厚 宏	3. 3
日 高 滋	7. 3	鶴 蘭 真 佐 彦	4. 3
		小 園 しげよし	5. 5
		永 井 章 義	6. 3
		園 田 豊	7. 3

(2) 歴代の知事

氏 名	就任年月	氏 名	就任年月
大 山 綱 良	明治 7. 10	早 川 三 郎	10. 1
岩 村 通 俊	10. 3	中 村 安 次 郎	11. 4
渡 邊 千 秋	13. 7	藏 重 久	13. 6
山 内 提 雲	23. 9	藤 野 恵	14. 4
大 迫 貞 清	25. 11	新 居 善 太 郎	15. 8
加 納 久 宜	27. 1	薄 田 美 朝	16. 10
千 頭 清 臣	33. 9	柴 山 博	18. 4
阪 本 鈺 之 助	40. 12	柘 植 文 雄	20. 4
谷 口 留 五 郎	44. 7	龍 野 喜 一 郎	20. 10
高 岡 直 吉	大正 3. 4	重 成 格	21. 7
橋 本 正 治	6. 12	橋 爪 清 人	22. 3
中 川 望	10. 12	重 成 格	22. 4
小 幡 豊 治	12. 9	寺 園 勝 志	30. 4
縣 忍	13. 6	金 丸 三 郎	42. 4
長 野 幹	15. 9	鎌 田 要 人	52. 3
松 本 學	昭和 2. 5	土 屋 佳 照	平成元. 2
後 藤 多 喜 藏	3. 1	須 賀 龍 郎	8. 7
山 口 安 憲	4. 7	伊 藤 祐 一 郎	16. 7
窪 田 治 輔	6. 10	三 反 園 訓	28. 7
市 村 慶 三	6. 12	塩 田 康 一	令和 2. 7

(注) 初代は県令就任年月である。

8 県選出国会議員名簿

令和7年5月1日現在

氏 名	選 挙 区	所 属 党	議 員 会 館	
			部屋番号	電話(直)
(衆 議 院)				
川 内 博 史	1	立 憲 民 主 党	(衆第一会館) 6 0 6	03-3508-7176
三 反 園 訓	2	自 由 民 主 党	(衆第二会館) 9 2 4	03-3508-7511
野 間 健	3	立 憲 民 主 党	(衆第二会館) 6 0 1	03-3508-7027
森 山 裕	4	自 由 民 主 党	(衆第一会館) 5 1 5	03-3508-7164
宮 路 拓 馬	比例区(九州)	自 由 民 主 党	(衆第一会館) 3 1 1	03-3508-7206
(参 議 院)				
尾 辻 秀 久	選 挙 区	自 由 民 主 党	(参) 5 1 5	03-6550-0515
野 村 哲 郎	選 挙 区	自 由 民 主 党	(参) 1 1 2 0	03-6550-1120
村 田 享 子	比 例 区	立 憲 民 主 党	(参) 1 2 2 2	03-6550-1222
窪 田 哲 也	比 例 区	公 明 党	(参) 2 0 2	03-6550-0202

※ 議員会館

- ・衆議院第一議員会館 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 (TEL 03-3581-5111)
- ・衆議院第二議員会館 〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 (TEL 03-3581-5111)